

韓半島に於ける災害情報の言語文化 —百済本紀を事例とした倭国との対比

小林 健彦

The Languages and Cultures for the Disaster Descriptions in Korean Peninsula - The Contrast with Wakoku, being KudaraHonki as a Case

Takehiko KOBAYASHI

要旨

倭国へ漢字を公伝させたとする、隣地、韓半島・朝鮮半島に於いても、残存する信憑性の高いものは少ないものの、古来、種々の記録類が作成されていたものと推測される。その中に於いても、様々な災害記録が残されている。そうした自然災害に対する認識は、災害情報の記録にも反映され、更には、日本へも影響を与えていたのであろうか。本稿では、そうした観点より、韓半島に於ける対災害観や、災害対処の様相をシリーズ文化論として窺おうとしたものである。

「三国史記」は、中国大陸で行なわれていた正史編纂事業を大いに意識して作成されたらしく、その意味に於いては、日本に於ける六国史、取り分け、「日本書紀」的存在であったのかもしれない。それ故に、その編纂に際しては、東アジア世界に特有の、特定の歴史観、国家観、対外観、宇宙観、そして、対自然（災害）観等が色濃く反映されていた可能性もあり、史料としての取り扱いには慎重であるべきであって、慎重な史料批判も必要とされるであろう。つまり、正史である以上、そこに記された事象に曲筆、虚偽、隠蔽、粉飾、宣伝等の作業が存在していることも十分考慮されるのである。又、記録の特性上、編纂者の故意ではないものの、結果としてその事象が偽であったり、偏見や誤解が包含されている可能性に就いても、排除をすることは出来ないであろう。

取り分け、「三国史記」—「百済本紀」に於いては、如何なる対自然災害観や、災害対処の様相が記録されていたのか、いなかったのかを追究することが本稿の目的とする処の1つである。更には、こうした素材を使って、韓半島に於ける災害対処の様相を文化論として構築をすることが出来得るのか、否かを検証することも2つ目の目的として掲げて置く。

キーワード：自然災害、韓半島、倭国、三国史記、百済本紀

目次：

要旨	3
キーワード	3：飢饉、蝗害、疾病、賑給、動物、治水、天文、その他の災害
はじめに	4
1：地震、火山噴火、その他の地盤に関わる災害	4：内容分析
2：気象災害	註 参考文献表

はじめに

百濟国は、日本海側とは反対側、黄海・渤海湾側に面した領域を持ち、倭国・日本とは政治的、地政的、外交的関係に於いて、枢要な隣国、換言するならば、少なく共、表面的には友好国であったものと推測される。ほぼ、現在の韓半島南西部に版図を持っていたのである。倭国が新羅国や中国王権を牽制する上での韓半島に於ける足掛かりとして来たのが、百濟国であった。それ故の倭国側よりの肩入れもあった。旧百濟国領域南西部、沿岸部を中心として散在している12基程度の「前方後円墳」タイプの墳墓（咸平郡所在の新徳1号墳、光州広域市所在の月桂洞1号墳等。5世紀末～6世紀前半期）築造の経緯も又、この地域と倭国との繋がりを考慮する上に於いて、何らかのヒントを与えてくれる可能性もあろう。

百濟国は、「文化の面では、常に倭に対して先進国であった。百濟の南朝（中国）諸国に対する遣使朝献と、倭国に対する貢調入質（397年以降）の事実、百濟の歴史の両面性を示す最も端的な現象といえよう」とした末松保和氏の指摘⁽¹⁾には、同じ韓半島に存在していた新羅国や高句麗国とは、又違った、この地域の置かれていた地域特性が反映されているものと考えられる。歴史的な事象としても、百濟国を通じて倭国が取得していたとされる知識や技術、文化、文物等は、末松氏の指摘を裏打ちするものでもあろう。

世界最古の企業体であるとされる、大阪府大阪市所在の「金剛組（こんごうぐみ）」は、元々、百濟国より来訪した渡来人である金剛重光等に依って創業されたとする。⁽²⁾日本が未だ古墳時代の後期にあった、西暦578年、金剛組初代となる金剛重光を始めとする3人の工匠が、倭国（ヤマト王権）、聖徳太子〔厩戸王（うまやどのおう）〕よりの招請を受けて来日し、四天王寺や法隆寺等の建立事業に関与したのである。又、仏教も百濟国の聖明王が欽明天皇へ仏像や仏典を進上したとされるのを、倭国への伝播の経緯としている。室

町、戦国期に中国地方で戦国大名化を遂げた大内氏が、その出自を聖明王の子である琳聖太子に求めていたことは、中世にあっても尚、韓半島が日本よりも文化的先進地帯であるという認識が、或る程度、有効であった証左ではあろう。

更に、漢字も、倭の五王の頃（5世紀）、中国大陸の東晋や宋より直接的に日本へ齎されたものの他、百濟国が5世紀に、次いで、新羅国が6世紀段階に於いて中国式の官僚制度を導入したことに伴って、漢字文化が拡大したが、⁽³⁾それとほぼ同時期に、韓半島を経由して日本人の間に、その使用法が広まって行った可能性も高いものと考えられる。「日本書紀 卷十 応神天皇」⁽⁴⁾ 応神天皇16年（285）春2月条に記述されている、「師之（フミヨミトシテ）」倭国へ招来されたとする、百濟国の王仁（わに）に依る、「千字文（せんじもん）」（漢字学習書、梁の周興嗣の撰、毎句4字×250句の重複無しの1,000字）の伝来も、倭国への漢字公伝に関して、百濟国に依る一定の関与があったことを示唆するものであろう。⁽⁵⁾

ところで、『日本国語大辞典』（第二版、小学館）では、「百濟」をも含めて、百濟の語を冠した語を、20項目掲載している。先述した、「新羅」の12項目、「高句麗」の2項目、「渤海」の5項目との対比においても、かなり多くなっている。倭国への文物、文化、技術、人材等の流入が、百濟国経由で如何に多く為されていたのかが、現代に於けるこうした辞典の選項作業を通じて垣間見ることが出来る。「百濟」（国名、姓氏）を冠した語は、掲載順に、「百濟」以下、「百濟敬福」（人名）、「百濟藍」（植物）、「百濟楽」（楽舞）、「百濟楽士（師）」（職名）、「百濟川」（川の名）、「百濟観音」（仏像）、「百濟琴」（楽器）、「百濟氏」（渡来人の呼称）、「百濟手部（てびとべ）」（職名）、「百濟手部（典履）（くだらてびとべのつかさ）」（職名）、「百濟寺」（寺）、「百濟野」（野の名）、「百濟大井宮」（皇居）、「百濟宮」（皇居）、「百濟船」（船）、「百濟仏」（仏像）、「百濟読」（仏語）等となっている。人名、地名、文物、植物、船舶、言語等、語のジャンルが多岐に渡っている

ことがその特徴である。如何に、倭国の中に、百濟国より流入して、定着していたものが多かったかが類推される事象である。

既述した様に、「三国史記」—「新羅本紀」、「高句麗本紀」編纂に当たっては、先行する諸記録の存在が明らかとなった。「百濟本紀」編纂に際しても、「百濟本紀 第二 近肖古王」近肖古王30年(375)11月条には、「古記云。百濟開國已來。未有以文字記事。至是得博士高興。始有書記。然高興未嘗(かつて)顯(あらわれる)於他書。不知其何許(ばかり)人也」とする記載があり、「博士高興」等に依って書き記されていたとする、先行文語記録の存在も類推されるのである。それらの中には、先行していた日本の官製諸記録—六国史や、個人レベルで筆録される様になっていた私日記等の写本類があったとしても不思議ではないのかもしれない。取り分け、倭国との交渉に関わる部分に於いては、それらが大いに参照されていた可能性も考慮されるであろう。

ただ、当該条を見る限りに於いては、少なく共、「百濟本紀」第一～第二編纂の根拠に対しては、その信憑性に懸念を持たざるを得ないのかもしれない。これは、上述した「日本書紀 卷十 応神天皇」応神天皇16年(285)春2月条に記述されていた、「師之」倭国へ招来されたとする、百濟国の王仁に依る、「千字文」の伝来や、倭国への漢字公伝に関しても矛盾を来すものである。しかしながら、「日本書紀」の中では、「百濟記」、「百濟新撰」、「百濟本記(紀)」等、百濟国、若しくは、(渡来)百濟人が筆録したと見られる記録類の逸文が散見することより、⁽⁶⁾「百濟本紀」編纂当時において、「日本書紀」共々、そうした古記録類を金富軾等が入手し、参照していた可能性に就いても、それを否定する根拠は無いのである。

本項では、その様にして成立した「百濟本紀」へ記された、自然災害関係記事の内容、編纂意図や位置付けをも、言語文化、文化論の視角より探ってみることとする。

1：地震、火山噴火、その他の地盤に関わる災害

ここでは、「百濟本紀」に見られる地震、火山災害等の関連記事を検証する。先ず、当該記事を時系列的に抽出し、掲出する。尚、同年中の記事に就いては、最初に記される災害種に依り区分けをし、因果関係を考慮する為、複数の種類の記事を掲出した場合もある。

(1) 第一、多婁王10年(37)11月:「地震。聲如雷」[地震発生初の見記事。「聲如雷」とした音声認識は、地の変異である地震が、天との調和の乱れに依って生ずるとした考え方があったことを推測させる。ただ、実際には、地下に於ける岩盤破壊や、土砂崩れ、建物の崩壊に伴う音声であったことが想定される。「雷」の音声は、とても恐ろしいことの起こる代名詞として使用されることになるのは、倭国も同様である。自然現象の発生に関わる音声表現法として、古代に於いては、兵庫に収蔵されていた鼓の自鳴する記事が、六国史中に多数検出される他、「如雷鳴」という表現法も多用されていた。兵器庫である処の兵庫に関わる音声現象、震動現象である事よりは、そこに収蔵されている兵器の出番の近いこと、即ち、兵乱の前兆現象として見做されていたことが推測されるのである。更に、「高麗史 節要 卷二」⁽⁷⁾定宗文明大王元年(946)条に記される、「是歲天鼓鳴赦」と言った表現手法よりは、比較的低音領域に属する音声に関しては、楽器である鼓音にそれを準え、高音領域に属した音声に就いては、雷鳴を以ってその表現法とすることが、当時の人々に於ける一般的な音声的感性であったことが窺われるのである。司馬遷に依る中国初の正史である「史記 天官書 第五」⁽⁸⁾では、「天鼓(てんこ)有音如雷(らい)非雷、音在地而(しかも)下(不及地。其所往(住の誤り。とどまる)者兵發(おこる)其下」と記しており、天鼓の音声は雷の様にも聞こえるが、雷ではなく、その音声聞こえ

ている地上に在る国には、**兵事**が発生するとして
いるのである。つまり、「**天鼓**」の音声とは、**兵
革**を予兆する天よりの警報音であり、凶兆として
見做されていたのである。こうした音声認識は、
東アジア世界で共有されていたものであったとす
ることが出来得るであろう]

(2) 第一、**已婁王**13年(89)6月:「**地震。
裂隙民屋。死者多**」〔**人的被害地震**の初見記事で
ある。**死者**は建物崩壊に伴う**圧死者**か。この地震
は、**漢城**(ソウル市付近)を震央として発生して
いたものか]

(3) 第一、**已婁王**35年:「春三月。**地震。冬十
月。又震**」(地震発生の記事。「**又震**」は**余震**の可
能性もあるが、それは**本震**発生より6か月後のこ
とであり、全く別の**発震機構**に依る**地震**の可能性
もあろう)

(4) 第一、**肖古王**34年(199)7月:「**地震。
遣兵侵新羅邊境**」(地震を感知したのは、都であ
った**漢城**であろうか。この地震には、**凶兆**としての
認識も存在した可能性もあるが、その直後に於い
て、「**新羅邊境**」への「**遣兵**」を行なっている事
より類推し、**新羅国**への攻撃の**タイミング**を知ら
せた、予兆した自然的事象として、見做されてい
た可能性もあろう)

(5) 第二、**近肖古王**27年(372):「春正月。
遣使入晉朝貢。秋七月。**地震**」〔正月、**近肖古王**
が**中国**の**東晋**に朝貢した。この年(咸安2年)7
月、**東晋**の**簡文帝**は**薨去**するが、既に、実質的な
国政は**桓温**が握っている中に在って、何故、**近肖
古王**は**東晋**に朝貢したのであろうか。翌年2月に
も「**遣使入晉朝貢**」を行なっている。**桓温**は**東晋
皇帝**よりの**禪讓**に依って、自らの王朝を立てるこ
とを目論んでいたとされる。370年11月には、
韓半島の北部に隣接した領土を持つ**鮮卑族**の**前燕**
は滅亡し、その後、**苻堅**に依る**前秦**勢力の、**韓半
島**への勢力拡大に対して、**近肖古王**は危惧を持っ
ていたのかもしれない。これに対して、大陸南方
に在った**東晋**と結び付くことに依って、**前秦**を牽
制しようとしていたのかもしれない。この**近肖古**

王27年7月の**地震**とは、**東晋**の**簡文帝**崩御に対
する**衝撃**として演出されていたものかもしれない
のである]

(6) 第三、**毗有王**3年(429):「十一月。**地震。
大風飛瓦**。十二月。**無氷**」(地震記事。**漢城**に於
いて感知されたものであろうか。「**大風**」は、**発
達した低気圧**の東進、若しくは、**台風**の通過に依
るものか。12月に「**無氷**」とあることより、当
年は暖冬傾向であったものと考えられる。「**無氷**」
現象は、**地震**、**蝗害**、**凶作**、**飢饉**、**疫病流行**等と
共に記録されることも多く、凶なる事象であった
ものと見られる)

(7) 第四、**武寧王**斯摩(隆)22年(523):
「秋九月。**王獵于狐山之原**。冬十月。**地震**」〔**百濟
領域**に於ける、久し振りの**地震**記事である。都で
ある**熊津**に於いて感知されていた**地震**であろう。
従って、**震央**が**熊津**であるとは限らない。その直
前、**武寧王**斯摩(隆)は、「**狐山之原**」に於いて
狩獵を行なっている。**源順**撰に拘わる**日本**最初の
分類体百科辞典である、「**二十卷本 倭名類聚鈔
卷第十八**」(930年代の成立)⁽⁹⁾の「**毛群部第
二十九 毛群類第二百三十三**」に依れば、「**狐**」
とは、「**孫愐切韻云、狐能爲妖怪、至百歳、化爲
女也**」、としている。ここでは、**隋代**の**陸法言**等
に依る「**切韻**」を改訂増補した「**唐韻**」(751
年に成立した**中国**の**韻書**。**孫愐**編。5巻)よりの
引用説明を行ない、**狐**は妖怪であり、**100歳**を
過ぎると**女性**に化ける、とした**中国**に於ける**伝承**
を載せている。こうした**対狐**観は、**韓半島**経由で
日本へと齎されていた可能性が濃厚であることよ
り、6世紀初頭の**百濟国**に於いては、既に一般化
していたことが類推される。つまり、**武寧王**斯摩(隆)
が「**狐山之原**」に立ち入ることの禁を犯して**狩獵**
を行なったことが、久し振りとなる**地震**発生に繋
がった、とする思考が存在したとしても、不思議
ではないのかもしれない。これは、翌年5月に記
される、「**王薨**」の**凶兆**として描写された**災異**で
あろう]

(8) 第五、**武王**璋13年(612):「**隋六軍度**

遼。王嚴兵於境。聲言助隋。實持兩端。夏四月。震宮南門。五月。大水。漂沒人家」〔隋の煬帝は高句麗国へ対する大規模な軍事攻撃に踏み切るものの、百済国の武王璋は実際には兵力を出さず、「聲言助隋」の如く、その対隋姿勢は単なるリップサービスに過ぎなかった。高句麗国の實力を目の当たりにして来た百済国にとっては、高句麗国を過度に刺激することを避けたものと見られる。そうした状況下で発生した「震宮南門」事象は、警鐘として記載されたものであろう。これは、地震の様な実際の震動を伴う現象では無かったものと考えられる。今後に於ける、隋煬帝に依る高句麗遠征の度重なる失敗と事実上の華北放棄、中国内で頻発する反乱、煬帝自身の没落と殺害、李淵（高祖）の唐への収斂等、東アジア情勢を巡る潮流の大きな変化を警告した事象であろう。南は王が向き合う方角であることより、南門に於ける異変は、百済国や百済王室の存亡に関わる事象を警告しているものとして見做されていた可能性があるであろう。「大水」は、梅雨前線の停滞に伴う現象か〕（9）第五、武王璋17年11月：「王都地震」〔王都であった泗泚に於いて感知された地震である。ただ、被害の様子が記載されていない為、被害地震では無かったのであろう。この年より、又、激化する新羅国との抗争の始まりの凶兆であろうか。前月条には、「命達率苜奇領兵八千。攻新羅母山城」、武王璋19年条に「新羅將軍邊品等來攻椴岑城復之。奚論戰死」、同24年秋条に「遣兵侵新羅勒弩縣」、同25年10月条に「攻新羅速含、櫻岑、歧岑、烽岑、旗懸冗柵等六城取之」、同27年8月条に「遣兵攻新羅王在城。執城主東所殺之」、同28年7月条に「王命將軍沙乞拔新羅西鄙二城。虜男女三百餘口。王欲復新羅侵奪地分。大舉兵。出屯於熊津。羅王眞平聞之。遣使告急於唐。王聞之乃止」、同29年2月条に「遣兵攻新羅椴岑城。不克而還」、同33年7月条に「發兵伐新羅。不利」、同34年8月条に「遣將攻新羅西谷城。十三日拔之」、そして、同37年5月条には、「王命將軍于召。帥甲士五百。往襲新羅

獨山城。于召至玉門谷。日暮解鞍休士。新羅將軍闕（さえぎる、ふさぐ）川將兵掩（おおう）至鑿（みなごろし）擊之。于召登大石上。彎（ひく）弓拒戰。矢盡爲所擒（とらえる）」等と記録され、新羅国との抗争が延々と続くのである。取り分け、武王璋28年7月条では、新羅側が事態を唐へ急報しており、それを聞いた武王璋は新羅攻撃を急遽、中止している。翌8月には、武王璋は甥の鬼室福信を「入唐朝貢」させるが、唐の太宗よりは「即停兵革」ことを勅されたのである。この間、対新羅国政策では攻勢に出ていた百済国であるが、その熟考を求めた「王都地震」であったのかもしれない]

（10）第五、武王璋38年：「春二月。王都地震。三月。又震」〔王都である泗泚に於いて感知された地震である。同年3月の「又震」は、余震に当たる揺れであろうか。この処の対新羅強硬政策、並びに、華美で贅沢な遊興に耽る王や王族、群臣等に対する警鐘としての「王都地震」であろうか。武王璋35年条には、「春二月。王興寺成。其寺臨水。彩飾壯麗。王每乘舟入寺行香。三月。穿池於宮南。引水二十餘里。四岸植以楊柳（ようりゅう。ヤナギの別称）。水中築島嶼。擬方丈仙山」とあり、趣向を凝らした寺院や宮庭の様相が描写される。「四岸植以楊柳」とするのは、川柳（ねこやなぎ、えのころやなぎ）を岸辺に植えて適正に管理をすれば、大水出来時には、防水効果があるからであろう。つまり、毎年剪定をして、枝も細く、柔軟性を持った柳の枝は、大水の際には堤の法面へへばり付き、水が直接法面を洗う程度を低減させる効果があるのである。丸葉柳・湯柳・こぶ柳等、低木性の柳を水岸に植栽すれば、根が張って、法面の防護に繋がる。新堤を12月～2月にかけて築造する場合には、芝を張って、その剝落防止として、柳を杭の代わりに植栽することもある。⁽¹⁰⁾又、同37年3月条には、「王率左右臣寮。遊燕（燕飲。宴会）於泗泚河北浦。兩岸奇巖怪石錯立。間以奇花異草。如畫圖。王飲酒極歡。鼓琴自歌。從者屢舞。時人謂其地爲大王浦」、更に、同39年3月条に「王

與嬪(ひん。皇后、女官)御泛(うかべる)舟大池」とあって、何れも「水」に拘わる遊宴、遊興を行なっているのである。これらは、「王都(泗泚)地震」との関係性の中で考慮をする必要があるのかもしれない。「泗」(なみだ)、「泚(泌)」(「泚」は川の名。「泌」は早い流れ、細い流れ、いづみ、いづみの流れるさま、泉水のさま、物のさま⁽¹¹⁾)と言う、水に関わる語で構成されていた、当時の百濟国王都の呼称と、地との陰陽不調和が、当該地震の原因であったものであろうか。泗泚城は、現在「扶余官北里百濟遺蹟」(史跡第428号)となっている]

2: 気象災害

ここでは、「百濟本紀」に見られる気象災害関連記事を検証する。先ず、当該記事を時系列的に抽出し、掲出する。尚、同年中の記事に就いては、最初に記される災害種に依り区分けをし、因果関係を考慮する為、複数の種類の記事を掲出した場合もある。

(1) 第一、始祖温祚王3年(紀元前16):「秋九月。靺鞨侵北境。王帥勁(けい。強い)兵。急撃大敗之。賊生還者十一二。冬十月。雷。桃李華」(「雷」は、「靺鞨侵北境」、「大敗」を受けた、天上界よりの警告としての位置付けか。「桃李華」は暖冬傾向を示す記事であろうが、翌年に於ける旱害等、気象の異変を予兆していた可能性もある)

(2) 第一、始祖温祚王4年:「春夏。旱、饑、疫。秋八月。遣使樂浪修好」(旱→饑→疫、の時系列である。前年10月条にある「雷。桃李華」を凶兆とした形での自然災害発生であろう。韓半島北西部、黄海に面した地域に存在していた楽浪郡との修好は、中国王権を見据えた外交であろうが、始祖温祚王5年10月条に記される、「巡撫北邊。獵獲神鹿」記事との関係性を考慮するべきか)

(3) 第一、始祖温祚王18年11月:「王欲襲樂浪牛頭山城。至白谷。遇大雪乃還」(大雪に依り

進軍を阻まれ、「樂浪牛頭山城」攻撃を中止した記事。11月の軍事行動は、農作業への影響を考慮したものか)

(4) 第一、始祖温祚王28年:「春二月。立元子多婁爲太子。委以内外兵事。夏四月。隕霜害麥」(遅霜に依る農業被害の発生を示す初見記事。紀元前後には、韓半島の南部地域に於いて、既に麦が栽培されていたことを示す記事である。同年2月には、次王となる多婁の立太子も記されることより、前後関係よりも「隕霜害麥」記事が吉凶判断には影響を与えてはいない)

(5) 第一、始祖温祚王31年:「春正月。分國內民戸。爲南北部。夏四月。雹。五月。地震。六月。又震」(雹の降下の初見記事。凶兆であると見られる。更に、地震の初見記事。「又震」は余震活動を示すものか。天と地よりの自然災害発生の調和を意図したものであろうか。始祖温祚王33年条にある「大旱」、「民饑」等の自然災害との繋がり、それらの事象の凶兆として位置付けられたものか)

(6) 第一、始祖温祚王33年:「春夏。大旱。民饑相食。盜賊大起。王撫安之。秋八月。加置東西二部」(大旱→民饑→盜賊大起→王撫安、の時系列。自然災害発生に当たり、王権出動に依る「撫安」行為の初見記事である。「撫」の具体的内容は不明である。王権に依る治安回復、巡視が中心であろうが、穀類等の支給があった可能性もある。「相食」とは、飢饉の発生に際して、人肉食が行なわれていたとする意か。始祖温祚王31年条に記される「南北」と、当該条にある「東西」の方角性とは、対応関係にあるか)

(7) 第一、始祖温祚王37年:「春三月。雹。大如鷄子。鳥雀遇者死。夏四月。旱。至六月乃雨。漢水(漢江)東部落饑荒。亡入高句麗者一千餘戸。涘(ばい)帶之間空無居人」(鷄卵程の大きさを持った雹の降下記事。飛行中の鳥類がそれに当たって死んだとする。その後、旱害が発生し、降雨となる。こうした春先、農繁期に於ける天候不順の為に発生した「饑荒」であろう。その主たる

被災地は、「漢水東部落」と記されることより、高句麗国領域か。「亡入高句麗者一千餘戸」は、被災地よりの避難民が、後の百済国領域に集団で流入して来た、とするものであろう。自然災害難民発生初の初見記事である)

(8) 第一、始祖温祚王38年:「春二月。王巡撫。東至走壤(じょう。国土)。北至湞河。五旬(じゅん。10日間)而返。三月。發使勸農桑。其以不急之事擾(じょう。みだす)民者皆除之。冬十月。王築大壇祠天地」〔一か月半に渡る始祖温祚王に依る「巡撫」の記事。具体的な対象地域の記された処が特徴的である。それを元にした「發使勸農桑。其以不急之事擾民者皆除之」措置の実施であったものと考えられる。「巡撫」の主目的は、前年至6月条にあった「漢水(漢江)東部落饑荒。亡入高句麗者一千餘戸。湞(ばい)帶之間空無居人」の現状視察であったのであろう。「農桑」とある事よりは、この当時、農耕と養蚕とが、主要な産業として在ったことが推測される。「王築大壇祠天地」は、「封禪」(靈山聖域で執行)や「郊祀」(都城の郊外で執行)の実施である。やはり、前年に東北で発生していた自然災害を受けて執行されたものであろう。尚、「3-7」に於いて後述する、始祖温祚王20年2月の項、参照)

(9) 第一、始祖温祚王45年:「春夏。大旱。草木焦枯。冬十月。地震。傾倒人屋」〔「大旱、草木焦枯」、「地震。傾倒人屋」記事は、翌年2月にある「王薨」の凶兆として位置付けられたものであろう。「焦枯」や「傾倒」表現法は、始祖温祚王の没落を示唆したものかもしれない。当該地震は、建物の損壊被害を発生させていることより、『理科年表 平成30年 第91冊』—「気象庁震度階級関連解説表(2009)⁽¹²⁾に当てはめれば、当時に於ける建物の強度をも勘案し、震度階級5強以上であったものと推測される〕

(10) 第一、多婁王28年:「春夏。旱。慮囚。赦死罪。秋八月。靺鞨侵北鄙」〔旱害の発生時に赦免措置が実施される理由であるが、それは次の事例にヒントが示される。「續日本紀 卷三 文武天皇」

⁽¹³⁾ 慶雲2年(705)8月11日条に記される文武天皇の詔には、「陰陽失度。炎旱弥旬(あまねし)。百姓飢荒。或陷罪網。宜大赦天下。与民更新。死罪已下。罪無輕重。咸(ことごとく、みな)赦除之。老病鰥寡。惇獨不能自存者。量加賑(振)恤。其八虐〔謀反(むへん)、謀大逆(ぼうだいぎやく)、謀叛(むほん)、惡逆、不道、大不敬(だいふきょう)、不孝(ふきょう)、不義〕常赦所不免。不在赦限」と記されている。ここでも、旱害の発生に際して、何故、恩赦が必要であるのかに就いては、明確な理由は示していない。犯罪者を放免した処で、被災者が救われる訳ではないし、食糧確保の為に、再犯に走る者が出来る可能性すらある。治安の維持が尚一層、困難になる。ただ、ここには一定の示唆が含まれているものと考えられる。それは「百姓飢荒。或陷罪網」とする記載であり、直接的には、この年の4月より始まる水旱、亢(こう)旱、炎旱に伴う飢饉に依って、百姓が食物を手に入れる目的で、窃盜、強盜(傷害)、私鑄錢鑄造、逃亡等を企てた結果、それが罪に問われた場合である。この場合には、その根本原因である災害の発生理由が、「朕以不德實致茲災」であり、それに対しては、「思布寬仁以救民患」が必要であるとの結論に達した場合には、天皇に依る恩赦の実施が理論的には整合性を持つこととなるのである。但し、何故、その根本原因として、旱害が多く取り上げられていたのかに関しては、尚、判然とはしていない。それが太陽に関わる災害であり、水害等に比べて、広域性のある自然災害であったことが、その理由の1つであったものかもしれない]

(11) 第一、已婁王14年(90):「春三月。大旱。無麥。夏六月。大風拔木」〔「春三月。大旱。無麥」とあることより、ここに記される麦は、冬小麦(秋蒔き栽培)であったことが知られる。出穂、生育期の水不足の為に、全滅したのであろう。当時、麦(小麦)が主食であったことが推測される。その発生時期より、「大風」は台風の通過であろうか。「新羅本紀」に於いては、「大風拔(折)木」表現

法は、凶兆として扱われることがある。この後も、已婁王の治世下に於いては、比較的自然災害の発生を示す記事が多く、そうした凶なる流れを意識した記事であろうか)

(12) 第一、已婁王23年：「秋八月。隕霜殺菽（まめ）。冬十月。雨雹」（霜に依る農業被害発生記事。「菽」は食用とされる豆類—大豆、小豆、隠元等を指す。又、女性を示唆することもある。大豆は、韓半島経由で弥生期に倭国へ伝播したとされる。小豆の原産地も東アジアであるとされるが、日本固有の種もあったとされる。一方、隠元の原産地は中南米である。「雨雹」記事は、雨交じりの雹の降下か。「新羅本紀」では、概して雹の降下は凶兆として位置付けられる)

(13) 第一、已婁王31年：「冬。無冰（氷）」（暖冬傾向、乾燥傾向を示す記事であろう。これが、翌年前半期に於ける旱害の発生に繋がって行った可能性がある。従って、「無冰」現象は凶兆と見る事が出来る)

(14) 第一、已婁王31年：「春夏。旱。年饑民相食。秋七月。鞞鞞入牛谷。奪掠民口而歸」（「年饑民相食」は、飢饉の発生に際して、人肉食が行なわれたとする意か。鞞鞞に依る「奪掠民口」は、労働力確保の目的に依る人民の拉致行為か)

(15) 第一、肖古王21年（186）10月：「無雲而雷。星孛于西北。二十日而滅」（孛星の出現記事。その百濟領域より見た場合の西北方向への飛行、及び、「雷」表現法よりは、中国大陸の動向にかかわる何らかの警鐘を鳴らしている可能性がある。「無雲而雷」とした記載よりは、翌年5月に発生する「王都井及漢水皆竭」の凶兆になっているものと推定される)

(16) 第一、肖古王44年10月：「大風拔木」（時期的に見て、発達しながら東進した低気圧の通過に伴う大風か。台風通過の可能性に就いても考慮される。翌年10月条に記される「鞞鞞來攻沙道城不克。焚燒城門而遁」の凶兆として位置付けられた可能性もある。「鞞鞞來攻」を大風に準えたものであろう)

(17) 第二、仇首王8年（221）：「夏五月。國東大水。山崩四十餘所。六月戊辰晦。日有食之。秋八月。大閱於漢水（漢江）之西」（東部地域に於ける大水、山崩被害の発生記事。「日有食之」は、「國東大水」の自然災害発生を受けて出現したとする認識であろうか。「大閱於漢水之西」とした、仇首王に依る閱兵記事は、「國東大水」との、方向性を巡る陰陽調和を図ったものか)

(18) 第二、仇首王14年：「春三月。雨雹。夏四月。大旱。王祈東明廟、乃雨」（「雨雹」、取り分け、雹の降下は、大旱を誘発する自然現象、凶兆として見做されていたものか。そこで、仇首王自身が東明廟に於いて祈雨祭祀を執行した結果、降雨が齎されたとする論調である。王権の正当性、神威性を強調する編纂意図であろうか。東明廟は、「百濟本紀 第一 始祖」始祖溫祚王元年（紀元前18）5月条に「立東明王廟」とある。東明王は、建国神話上では、百濟国の始祖である溫祚王の父である鄒牟（朱蒙）であるとされる。王自身に依り執行された祈雨行為の初見記事であると見られる]

(19) 第二、仇首王18年4月：「雨雹。大如栗。鳥雀中者死」（この場合の「雨雹」現象も、鳥雀の「死」と関連し、仇首王21年条にある「王薨」の凶兆として位置付けられた記事であろう)

(20) 第二、古尔王6年（239）：「春正月。不雨。至夏五月乃雨」（元々、漢城（現在のソウル特別市付近）では、旧暦で当該期に於ける平均的降水量は、現在値では約20ミリ前後であり、例え少雨であったとしても、それが直ちに異変気象であるとは言えない。しかしながら、当時において、年初に於ける少雨が、その後に訪れる農繁期に於ける少雨、延いては、旱、穀物の不作、飢饉に直結する、又、それを暗示すると言った思考が存在していたものと推定される。それ故、正月に於ける少雨自体は異常気象ではないものの、凶兆であると見做されていた可能性が高いであろう)

(21) 第二、古尔王13年：「夏。大旱。無麥」（冬小麦（秋蒔き栽培）の場合、品種にも依るが、出

穂より約40日程度で収穫適期を迎えるとされることより、その時期に於ける大旱が麦を枯死させたものと推測される]

(22) 第二、古尔王15年:「春夏。旱。冬。民饑。發倉賑恤。又復一年租調」〔早傾向は、古尔王6年頃より継続していたものと考えられる。こうした状況を受け、前年正月条に記されていた、古尔王に依る「祭天地於南壇」は、祈雨祭儀であった可能性が高い。当年も、記事上では省略されているものの、旱害に依って穀物類の収穫が見込めずに、飢饉を発生させていたのであろう。「發倉賑恤」措置は、全国規模で実施されていたのか、漢城のみでの実施であったのかは不明である。旱害、飢饉の発生を受けて実施された「復一年租調」とした、1年限りの貢租免除措置は、これが資料上の初見記事である。当該記事よりは、民饑の発生時期が冬季であるとしていることより、冬小麦(秋蒔き栽培)の不作だけではなく、米をも含めた穀物類の不作であった可能性が考慮される。旱害→飢饉→發倉賑恤→復一年租調、とし、旱害発生時に於いて王権に依り実施された人民救済措置の時系列を示すものである]

(23) 第二、古尔王24年正月:「大旱。樹木皆枯」〔正月に於ける無雨記事。ただ、この大旱に依る樹木の枯死とは、実際には前年夏季に於ける大旱の影響を受けてのものか。古尔王22年条に記された、「秋九月。出師侵新羅。與羅兵戰於槐谷西敗之。殺其將翊宗。冬十月。遣兵攻新羅烽山城。不克」とした、对新羅戦に於ける百済国敗北(「樹木皆枯」表現へ置き換え)を受けて編纂されていた記事である可能性もあろう]

(24) 第二、古尔王26年9月:「青紫雲起宮東。如樓閣」〔「青紫雲」が宮廷の東の方角へ、樓閣の様に高く立ち上ったとする記事。紫雲とは、本来は吉兆である。⁽¹⁴⁾青味がかつた紫雲とは、狼煙(のろし)の煙をイメージさせるものでもある。古尔王22年10月条に記された、「遣兵攻新羅烽山城。不克」とした、对新羅戦に於ける敗北、取り分け、「烽(のろし)」の語を冠した地名を示唆し

た可能性もある。その形状より、「烽」を「樓閣」に通じるものとして認識をしていたものかもしれない。古尔王26年9月条に記された記事は、新羅国へ対する再攻撃の好機を示すもの、「烽」=合図として受け止められた可能性が有る。東の方角性も又、そのことを示唆したものであろう。実際に、同33年8月条には、「遣兵攻新羅烽山城」の記事が見える]

(25) 第二、比流王13年(316):「春。旱。大星西流。夏四月。王都井水溢。黒龍見其中」(春先に於ける旱害の発生記事。冬小麦にとってはダメージであろう。「大星」はおおいぬ座 α 星シリウスを指すこともあるが、それが西方、即ち、中国大陸方面へと流れて行ったとする記事である。彗星であろうか。後続の記事より判断するならば、この天文現象自体は吉祥となっている。その結果として漢城にあった井水の水位が回復したというものである。漢城にあった井水の水位は、漢水・漢江の水位に影響を受けていた可能性もあろう。そして、そこには黒龍が出現した。五行説に依れば、五龍の黒龍は五行の水に配されており、五方では北に当たる。黒龍の出現は凶兆であると見做されることもあるが、この場合には、当該記事の前後に於いても、特にそれに該当する事象は見当たらない)

(26) 第二、比流王24年:「秋七月。有雲如赤烏(せきう)夾(はさむ)日。九月。内臣佐平優福據北漢城叛。王發兵討之」(この場合の「赤烏」とは実際の鳥類であろうが、それは又、中国の伝承の中では、太陽の中に3本の脚を持った烏が住むとされたことより、太陽を指し示す用法としてもある。色彩は赤であるが、それが吉祥色として認識されていたことが窺われる。但し、当該事例に限っては、凶兆である。その示唆する内容とは、一品官である内臣佐平の職に在った優福が、北漢山城を拠点として謀叛を起こしたことである。内臣佐平は王命下達、及び、上奏を司るという、王権内部に於ける枢要官であり、結果として彼に依る反乱を鎮圧したとは言え、百済王権にとって、王弟

でもあった**優福**の**謀叛**は衝撃が大きかったであろう。「**有雲如赤烏夾日**」とは、**太陽の中に住んだ赤烏と太陽との拮抗**、即ち、この地上に於ける**王権継承**を巡る兄弟間の政争を予告する自然現象として描写されていたものと推測されるのである)

(27) 第二、比流王28年：「春夏。大旱。草木枯、江水竭。至秋七月乃雨。年饑。人相食」(春～夏にかけての**農繁期**に於ける**旱害**発生であるが、この年に於ける穀物類の収穫は殆ど無かったのであろう。旧暦7月に入ってから降雨があったとするが、農業生産には、殆んど寄与しなかったのであろう。その後、**飢饉**の発生に至り、「人相食」、つまり、**人肉食**も行なわれたとするものか)

(28) 第二、近仇首王5年(379)：「春三月。遣使朝晉。其使海上遇惡風。不達而還。夏四月。雨土竟日(きょうじつ。終日)」(「雨土」は**黄砂交じりの降雨**である。この年の3月には、**東晋の孝武帝**へ遣使、朝貢を行なおうとしたものの、往路の海上に於いて波浪に遭い、止むを得ず使節は引き返して来た。この「雨土」現象は、そうした**韓半島に対する中国王権の影響**、並びに、それに対する**抵抗感**、**中国大陸との距離感**を示唆しようとしたものであろうか)

(29) 第二、近仇首王8年：「春。不雨至六月。民饑。至有鬻(ひさぐ。売る、育てる)子者。王出官穀贖(あがなう。物々交換する)之」[春先～6月に至る期間に於ける**降水不足**と、それに伴う**飢饉**の発生記事。**冬小麦(秋時き栽培)**の**不作**に伴う**飢饉**であろう。飢饉に伴い、**子**を**売る**ことが行なわれていたらしく、王権は官吏に命じて、**穀物と子とを交換**したとするものである。その子は、王の許で**養育**されたものか]

(30) 第三、辰斯王2年(386)：「秋七月。隕霜害穀。八月。高句麗來侵」(「**隕霜害穀**」の霜害は、翌月に発生する「**高句麗來侵**」事件の凶兆として位置付けられた事象であろう。**百濟国**の北方に位置した**高句麗国**より齎された**冷氣**を表現したものであろうか。この場合の「**穀**」とは、その発生時期より**米**か)

(31) 第三、阿莘(芳)王11年(402)：「夏。大旱。禾(いね)苗焦枯。王親祭横岳。乃雨。五月。遣使倭國求大珠」[夏季に発生した**大旱**に依り、**稲の苗が枯死**したとする記事。**水稻耕作**の、かなり普及していたことが窺われる。そこで、**阿莘(芳)王**自らが**横岳**に於いて**祈雨の親祭**を執行したのである。その結果、降雨があったとする。「百濟本紀 第三(阿莘・腆支)」**腆(直)支王**5年(409)条には、「**倭國遣使、送夜明珠**。王優禮待之」とする記事がある。**腆(直)支王**は、前王**阿莘(芳)王**の3年(394)2月に**立元子(立太子)**を行っていたが、その後、同6年5月に**百濟国**、**倭国**間の修好の為に質となって、**倭国**へ渡海をしていた。**阿莘(芳)王**14年には同王が薨去した為、**倭国**より**倭人**の兵100人の**衛送**を以って帰国し、**百濟王**に即位していたのである。**倭国**より送呈された「**夜明珠**」も、**腆(直)支王**即位の礼品としての性格を有するものであり、両国修交の証しとして贈られたものであったと推測されることより、当時においては、**夜明珠**に対して、**宝物**としての一定の普遍的価値、外交の手段となり得る性格を持っているものと、少なく共、**倭国**側よりは認識されていたものと考えられる。所謂、**戦略物資**としての位置付けである。ただ、これは同記**阿莘(芳)王**11年夏条にある「**禾苗焦枯。王親祭横岳。乃雨。五月。遣使倭國求大珠**」を受けたものであると考えられ、以前より**倭国**に於いて送呈準備されていたものが、偶然的に王の代替わりに際し、それへの礼品としての性格をも付与されつつ、献呈されたものであったのである。当該記事にも記される如く、**大珠**には、**阿莘(芳)王**に依る、直前の**祈雨の為の親祭**との関連性が認められることより、**倭国**へ求めた**大珠**の使用法とは、**祈雨等の祭儀**に使用する為の用途であったものと推測され、**韓半島**に於いては、それに**靈的能力**や、**呪術性**が認められていたのであろう。それを**倭国**へ求めていたと言うことは、その**鉱石自体の産出**が、当時の**韓半島**よりは無かったことの証左であろう。つまり、それが**火山岩**であったことを類推させるに

足る根拠である。阿莘(芳)王12年2月条には、「倭國使者至。王迎勞之特厚」とあるのみで、依頼されていた「大珠」に関する記載は無い。即ち、この時には、倭國使者は大珠を持参してはいなかったものと見られる。倭國側でも、韓半島に於いて、それが重要な意味を持つ岩石であるということが認知された結果ではあろう。外交上の取引材料にされたことは十分に考え得ることである。同じ「三國史記 卷第十一 新羅本紀第十一(憲康・定康・眞聖)」憲康王8年(882)4月条にも、「日本國王、遣使。進黃金三百兩、明珠一十箇」とする記事が記される。日本が「明珠一十箇」を贈った相手は新羅國であり、時期も先の事例より473年も後のことであることより、先の記事との同列の比較は出来ないものの、黄金300兩と並列されていることから判断し、それとほぼ同等の価値を持った高付加価値、且つ、象徴的な品物であったと見做すことも出来得るのである⁽¹⁵⁾

(32) 第三、毗有王7年(433):「春夏。不雨。秋七月。遣使入新羅請和」〔春～夏にかけての少雨は、冬小麦(秋蒔き栽培)、水稻耕作双方にとって障害になっていたものと推測される。特に、多量の農業用水を必要とした水稻栽培にとっては、ダメージが大きかったものと考えられる。そのことが「遣使入新羅請和」の一因となっていたことも想定される〕

(33) 第四、三斤(壬乞)王3年(479):「春夏。大旱。秋九月。移大豆城於斗谷。冬十一月。王薨」〔当該「大旱」記事、並びに、前年3月己酉朔条に記される「日有食之」記事も又、「王薨」の凶兆であろうか。三斤(壬乞)王2年春条に、「佐平解仇與恩率燕信聚衆據大豆城叛。王命佐平眞男。以兵二千討之。不克。更命德率眞老。帥精兵五百。擊殺解仇。燕信奔高句麗。收其妻子。斬於熊津市」と記録された如く、実力者であった兵官佐平の解仇は、恩率であった燕信と共に、大豆城に籠り、王へ反旗を翻したものの、三斤(壬乞)王の意向に依り、德率の眞老が撃殺したのであった。当該「移大豆城於斗谷」記事は、そうして排

除されていた解仇や燕信が根拠地としていた大豆城を斗谷へ移転したとするものであるが、そのことが「王薨」の直接的原因としてあったことを示唆しようとする意図があったものかもしれない。故解仇や燕信の怨嗟に依る三斤(壬乞)王の薨去である〕

(34) 第四、東城王牟大(摩牟)4年(482)10月:「大雪丈餘」(この大雪は、都である熊津に於ける事象であろうか。3メートル余もの積雪が、当地に於いて、実際にあったとすることには懐疑的である。現忠清南道公州市付近に於ける積雪記録としては、違和感がある。雪→吉祥色としての白、を取り立てて「大雪丈餘」表現を使用し、強調したものか。王の代替わりを慶祝する意図からであろうか)

(35) 第四、東城王牟大(摩牟)12年11月:「無氷」(暖冬傾向を示す記事であるが、吉兆ではない。翌年条に記される、「夏六月。熊川水漲。漂沒王都二百餘家。秋七月。民饑」の凶兆として位置付けられる事象であろう。現実の気象傾向としても、暖冬の当年や翌年には、気候不順に依る災害が発生するという経験則が存在したものかもしれない)

(36) 第四、東城王牟大(摩牟)13年:「夏六月。熊川水漲。漂沒王都二百餘家。秋七月。民饑。亡入新羅者六百餘家」(王都である熊川に於ける水害発生記事。翌月に起こった「民饑」は、水害に依る穀物の水没、流出が原因であろう。「亡入新羅者」は環境難民の発生である。新羅國への難民流出が多かったのは、地理的な近さの他にも、同盟関係の存在があったからであろう)

(37) 第四、東城王牟大(摩牟)14年:「春三月。雪。夏四月。大風拔木。冬十月。王獵牛鳴谷。親射鹿」(3月の「雪」は、必ずしも季節外れの降雪であるとは言えないが、雪→吉祥色としての白、の出現を取り立てて強調したものか。10月条に記される「王獵牛鳴谷、親射鹿」記事にある、神鹿捕獲との関連性を想起させるものである。無事な1年であったことを示唆する事象であろう。「大風」は、発達中の低気圧が東進したことに伴う現

象か)

(38) 第四、東城王牟大(摩牟) 19年6月:「大雨。漂毀(き。こわす)民屋」〔大雨は、梅雨前線の停滞に依るものであろうか。「漂毀民屋」は、錦江の氾濫に伴う災害であろう。錦江は、都であった熊津(現忠清南道公州市)付近(公州博物館の北側)に於いて、約90度にも及ぶ屈曲をしており、これが氾濫の原因か〕

(39) 第四、東城王牟大(摩牟) 21年:「夏。大旱。民饑相食。盜賊多起。臣寮請發倉賑救。王不聽(ゆるす)。漢山人亡入高句麗者二千。冬十月。大疫」〔大旱→民饑相食→盜賊多起→發倉賑救→亡入、の時系列である。但し、今回、東城王牟大(摩牟)が何故、「發倉賑救」を「不聽」であったのかは不明である。飢饉発生に際して、王自らが官僚よりの「發倉賑救」要請を受け入れなかった事例は珍しい。後続の記録よりその理由を推察するならば、東城王牟大(摩牟)が自らの歡樂の為の費用を確保する為であったことが想定される。今回の飢饉は、夏季に於ける大旱害に起因したものであることより、水稻が大きな被害を被っていたことが考えられる。人肉食が行なわれる程、事態は非常に深刻化していたものと推測される。「漢山人亡入高句麗者二千」は、為政者の無策に依る大量の環境難民発生の記録である。10月に発生した「大疫」は、栄養補給、体力の低下に伴う「咳嗽(がいそう)」、即ち、インフルエンザであろうか〕

(40) 第四、武寧王斯摩(隆) 3年(504):「冬無冰」〔暖冬傾向を示す記事である。冬季に於ける「無冰」記事は、翌春に於ける疫病流行や、旱害の発生に繋がることもあり、凶兆となることが多い〕

(41) 第四、武寧王斯摩(隆) 21年:「夏五月。大水。秋八月。蝗害穀。民饑。亡入新羅者九百戸。冬十一月。遣使入梁朝貢。先是爲高句麗所破。衰弱累年。至是上表、稱累破高句麗。始與通好。而更爲強國。十二月。高祖詔冊王曰。行都督百濟諸軍事鎮東大將軍百濟王餘隆。守藩海外。遠修貢職。迺(なんじ、すなわち)誠欵(かん。好・よしみ)到。

朕有嘉焉。宜率舊章。授茲榮命。可使持節都督百濟諸軍事寧東大將軍」〔大水→蝗害→民饑→亡入、の災害発生時系列である。その出現時期より判断し、蝗に依る食害に見舞われた穀物とは、米であろう。「亡入新羅者九百戸」は、規模の大きな環境難民の発生事例である。こうした社会状況の中、武寧王斯摩(隆)は、11月に中国南朝の梁へ朝貢を行ない、高祖武帝(蕭衍、しょうえん)より、従来の爵号に加えて、使持節の將軍号をも付加され、冊封された。当該記事の記述に依るならば、百濟国は累年に及ぶ高句麗国との抗争で国力が削がれ、中々朝貢することも出来なかったが、近年に至り、高句麗国を連破して強国になったと、その経緯を説明する。梁への朝貢自体は国家間関係の構築であるが、武寧王斯摩(隆)が敢えてこの年に朝貢を行なったのは、その直前に発生していた自然災害や、大量の環境難民発生と言う国難より、群臣、人民の関心を逸らそうとしていた、政治的意図の存在も類推されるのである。人民の内政問題に対する興味を、外交問題に向かせようとするものであろうか〕

(42) 第四、聖王明禮 27年(549):「春正月庚申。白虹貫日。冬十月。王不知梁京師有寇賊。遣使朝貢。使人既至。見城闕荒毀。並號泣於端門外。行路見者莫不灑(そそぐ、ちらす)涙。侯景聞之大怒。執囚之。及景平。方得還國」〔当該「白虹貫日」現象は、中国に於ける「侯景(こうけい)の乱」を予兆した気象上の災異として描写されている。気象現象としては、白色の虹が太陽を突き刺す如く見えるものであり、暈halo、光環現象であろう。太陽を貫く「白虹」は兵器として、「日=太陽」は為政者に見做され、兵乱、謀叛の予兆であると見立てられて来たのである。事象としては、兵革、反乱の大凶兆である。侯景は、中国南北朝期に於いて、始めは東魏の高歡の武臣となり、その死後、南朝の梁の武帝へ帰順した。しかし、武帝が東魏と提携しようとした為、548年には反乱を起こして、翌年には梁の都であった建康を陥落させた。武帝も、その中に在って崩御してい

る。その後、侯景は簡文帝や蕭棟（しょうとう）等を擁立するものの、後には漢を建て、自ら皇帝となった。552年には、王僧弁等に都を追われて殺害され、漢も滅亡した。侯景の死去に依って、反乱は終息したものの、南朝方江南社会の没落は決定的となった。又、この「白虹貫日」現象は、聖王明禎32年7月条にある、「王欲襲新羅。親帥歩騎五十。夜至狗川。新羅伏兵發與戰。爲亂兵所害薨」の凶兆としても位置付けられているものと推測される]

(43) 第五、法王宣（孝順）2年（600）：「春正月。創王興寺。度僧三十人。大旱。王幸漆岳寺祈雨。夏五月。薨」〔恐らくは、前年より継続していた旱害への対応が、王権に対して求められていたものであろう。王興寺の創建と、そこに於ける30人の度僧（どそう。王権より度牒を付与された僧。得度した僧侶）配置とは、旱害発生に対応した措置であったものか。それだけでは降雨に至らなかったらしく、法王宣（孝順）自らが漆岳寺へ行幸して、降雨を仏に祈ったのである。それ迄の自然崇拜よりも、仏教の力を駆使した形での祈雨法会の方に、より重点が置かれていたことを示す記事であろうか。ただ、その延長線上に、王の薨去記事が掲載されていたのは、災害対処と言う観点よりは、王権の限界を認めたものであるという見方も出来るのかもしれない]

(44) 第五、武王璋7年（606）：「春三月。王都雨土。晝暗。夏四月。大旱。年饑」〔王都である泗泚に於ける「雨土」記事。凶兆として位置付けられている。「晝暗」とあることより、程度の甚だしい黄砂交じりの降雨であったものと推測される。「年饑」は、泥雨の降下に伴う冬小麦（秋蒔き栽培）への付着と枯死とが原因となって、発生していたものであろうか。雨土は中国大陸より齎される自然現象であることより、隋や高句麗国の動向が、百済国にとっては暗雲として認識されていたことが想定されるのである]

(45) 第五、武王璋31年：「春二月。重修泗泚之宮。王幸熊津城。夏。旱。停泗泚之役。秋七月。

王至自熊津」〔王都泗泚の王宮の大規模改修工事が実施された。その間、武王璋は旧都熊津へ行幸をしていた。ところが、夏季に至り、旱害が発生した為、改修工事は中止され、王も泗泚へ還幸した。旱害へ対応する必要が生じたからであろうか（46）第五、武王璋37年6月：「旱」（この旱は水稻耕作へ悪影響を与えた可能性がある。ただ、同年8月条には、「燕（燕飲。宴会）羣臣於望海樓」と記され、大した被害の発生も無かったことが窺えるのである）

(47) 第六、義慈王9年（649）11月：「雷。無氷」〔「雷」は、同年8月条に記された、「王遣左將殷相帥精兵七千。攻取新羅石吐等七城。新羅將（金）庾信（ゆしん）、陳春、天存、竹旨等逆擊之。不利。收散卒 屯於道薩城下再戰。我軍敗北」記事を受けての現象として位置付けられたものであろう。前年4月条にも、「進軍於玉門谷。新羅將軍庾信逆之再戰。大敗之」とあって、新羅国の金庾信の軍に大敗を喫していた。百済国衰亡に向けた警告音としての「雷」鳴であろうか。又、「無氷」現象は、この年に於ける暖冬傾向を示すものであろうが、旱等の発生に依って、翌年の農業経営に悪影響を及ぼすという点では、凶兆である]

(48) 第六、義慈王13年：「春。大旱。民饑。秋八月。王與倭國通好」〔春先に於ける大旱は、生育、出穂期の冬小麦（秋蒔き栽培）へ大きなダメージを与えたものと推測される。それ故の「民饑」であろう]

(49) 第六、義慈王17年4月：「大旱、赤地」〔大規模な旱害に依り、冬小麦（秋蒔き栽培）が全滅したとするものであろう。「赤地」とは、農作物が回復不可能な程度に迄、死滅し、表土が露出している状態を表現したものであろう。赤色とは、乾燥状態を表現しているものと推測される。当該事象は、前年3月条に記される、「王與宮人淫荒耽樂。飲酒不止。佐平成忠或云淨忠。極諫。王怒囚之獄中。由是無敢言者。成忠瘦死。臨終上書曰。忠臣死不忘君。願一言而死。臣常觀時察變。必有兵革之事。凡用兵必審擇（えらぶ）其地。處上

流以延（ひく）敵。然後可以保全。若異國兵來。陸路不使過沉（沈）峴（けわしい）。水軍不使入伎（わざ）伐浦之岸。據其險隘（あい。せまい）以禦之。然後可也。王不省焉」記事、並びに、義慈王17年正月条に記される、「拜王庶子四十一人爲佐平。各賜食邑」記事を受けて出現した自然災害として位置付けられたものであろう。即ち、義慈王や宮人等の「淫荒耽樂」や「飲酒不止」、そうした行為に対して諫言を行なった佐平成忠の投獄と、その「臨終上書」に対する義慈王の「不省」、王の庶子41人に対する佐平（第一等官位）への叙任と、食邑の賜与と言う、乱れた政治、不公平な行ないに対する、天地よりの警鐘である]

3：飢饉、蝗害、疾病、賑給、動物、治水、天文、その他の災害

ここでは、「百濟本紀」に見られる飢饉、蝗害、疾病、賑給、動物、治水、天文等の記事を検証する。先ず、当該記事を時系列的に抽出し、掲出する。尚、同年中の記事に就いては、最初に記される災害種に依り区分けをし、因果関係を考慮する為、複数の種類の記事を掲出した場合もある。

(1) 第一、始祖溫祚王5年（紀元前14）：「巡撫北邊。獵獲神鹿」[王に依る「巡撫」行為の初見記事である。その対象地域が「北邊」であったのは、前年8月条にある「遣使樂浪修好」との関係より、政治的には北辺地域、中国王権に対する示威行為であった可能性もある。そこで「神鹿」を獵獲したのは、国の始まりの吉兆として演出されたものであろう。「巡撫」行為自体は、前年春夏条にある「旱、饑、疫」災害に対応したものであったのかもしれない。鹿を神鹿としたことには、倭国との共通した認識が認められる。奈良県奈良市春日野町160に所在する春日大社では、春日神の一柱である武甕槌命が、白鹿に乗って当地〔鹿道（ろくどう）の辻〕へ降臨したという伝承を残していることより、鹿を神使としている。この他、

鹿島神宮（茨城県鹿嶋市宮中2306—1、祭神は武甕槌命）に於いても、その社名が示す如く、鹿を神使と位置付けているし、巖島神社（広島県廿日市市宮島町1—1、祭神は宗像三女神）でも鹿を神使としており、これらの地に於いては、現在でも神鹿として鹿が保護されているのである。その比較的大型で、尚且つ、枝分かれした角を有することが、（権）力や、生命力の源泉であると見做されていた所以であろう]

(2) 第一、始祖溫祚王6年秋7月辛未晦：「日有食之」（始祖溫祚王8年2月条に記される、「靺鞨賊三千來圍慰禮城」の凶兆としての天文災異、日食か）

(3) 第一、始祖溫祚王10年9月：「王出獵獲神鹿。以送馬韓」（始祖溫祚王は「獵獲」行為に依って「神鹿」を得た。「獵獲」は単なる狩猟ではなく、軍事演習的な意味合いを持った軍の移動であったのかもしれない。そこで「神鹿」を捕獲したことには、王権の正当性を主張する材料とする目的があったからなのかもしれない。その「神鹿」を、韓半島南西部に在った部族国家である馬韓へ贈ったとするのは、動物を介した紐帯、上下関係を示そうとしたからであろうか。馬韓諸国に於ける盟主としての地位を誇示する目的であろうか。この後、4世紀に入ると、馬韓諸国50余国の1つであった伯濟国を中心として百濟国が成立して行くのである。「神鹿」の色は白色か）

(4) 第一、始祖溫祚王13年：「春二月。王都老嫗（ろうおう。老女）化爲男。五虎入城。王母薨。年六十一歳。夏五月。王謂臣下曰。國家東有樂浪。北有靺鞨。侵軼（いつ。すぎる）疆境（きょうきょう。辺境）。少有寧日。况今妖祥屢見。國母棄養。勢不自安。必將遷國。予昨出巡觀漢水之南以圖久安之計。秋七月。就漢山下立柵。移慰禮城民戶。八月。遣使馬韓。告遷都。遂畫定疆（きょう。境界）場。北至涇河。南限熊川。西窮大海。東極走壤。九月。立城闕（じょうけつ。宮城）」[「老嫗化爲男。五虎入城。王母薨」は、老嫗→男へ、五匹の虎〔アムールトラ（虎）、ヒョウ（豹）等の大型

ネコ科動物か] →入城、の結果として「王母墓」が位置付けられており、凶兆である。「今妖祥屢見」は「老嫗化爲男。五虎入城。王母墓」を指すか。「妖祥」観の存在が確認される初見記事である。これを受けて、始祖温祚王は「漢水之南」への遷都を決意するのである。王自らが「巡観」を行ない、新都の位置を決めていたことが窺える記事である。こうした思想は、古代日本に於ける遷都行為へ影響を与えていたことも考慮される。ただ、この場合には、新都の位置だけではなく、同時に国境線の四至をも決めていた点に於いて、国の成立の経緯を、そうした変異、及び、百済国の事例に在っては、「東有樂浪。北有靺鞨」とした災異の齎される方角観に求めていたことも類推されるのである。尚、源順撰に拘わる日本最初の分類体百科辞典である、「二十卷本 倭名類聚鈔 卷第十八」（930年代の成立）の「毛群部第二十九 毛群類第二百三十三」、に依れば、「狐」とは、「孫愐切韻云、狐能爲妖恠、至百歳、化爲女也」、としている。ここでは、隋代の陸法言等に依る「切韻」を改訂増補した「唐韻」（751年に成立した中国の韻書。孫愐編。5巻）よりの引用説明を行ない、狐は妖怪であり、100歳を過ぎると女性に化ける、とした中国に於ける伝承を載せている。こうした対狐観は、韓半島經由で日本へと齎されていた可能性が濃厚であることより、紀元前後の韓半島西南部に於いては、既に周知されていたことが類推される。「老嫗化爲男」とした記述よりは、そうした中国思想の強い影響を読み取ることも出来得るであろう]

(5) 第一、始祖温祚王14年：「春正月。遷都。二月。巡撫部落。務勸農事」(始祖温祚王13年5月条に記された「巡観」も、当該条にある「巡撫」も、王自らの行なう行幸と言う点に於いては同じであるが、後者は、より民情視察に重点を置いた行為として位置付けられていたのであろう。「務勸農事」とした記載や、始祖温祚王13年5月条に記された「漢水之南。土壤膏腴」という記事よりは、王権にとって、農業の支配が既に重要な政

策に位置付けられていたことが窺える)

(6) 第一、始祖温祚王17年4月条：「立廟以祀國母」(「國母」は天子の生母の語義であろう。始祖温祚王13年2月条にある、「王母墓」を受けたものでであろう。国母の為に廟所を建て、祭祀を執行したのである。「國母」の思想は、後に日本へも影響を与えた可能性がある)

(7) 第一、始祖温祚王20年2月：「王設大壇。親祠天地。異鳥五來翔」[王自らが「大壇」に於いて、天地を親祭する祭祀の源流は、中国王権に依って執行されていた「封禪」(霊山聖域で執行)や「郊祀」(都城の郊外で執行)、即ち、天子自らに依る、天を祀り、地を祓い、山川を祀る自然祭祀、自然崇拝行為であったものと考えられる。「封禪」は、山上に盛り壇を築造して天を祀る「封拜」と、山下に壇(ぜん。壇、禪)を築いて地を祀る「禪祭」の2つの祭儀よりなる。元来は天子の巡幸に合わせ、天下の安泰を願ったものである。秦の始皇帝が紀元前219年に泰山で、前漢の武帝が同110年に同所で執行した封禪の事例が知られる。「壇」とは、古代中国に於いて、祭祀、朝会、盟誓、封拜等の儀礼を執行するのに際し、平坦な地上部分に設えられた土築構造の高くなっている露台を指す。古代以来、皇帝は特に壇を築いて犠牲を供え、柴を燔(た)いて丁重さを示し、自ら天神を祀る祭祀を執行したのである。儒教の経書(五経の1つ)である「礼記 祭法 第二十三」には、「燔(やく。焚き上げる)柴(さい)於泰壇(たいだん。「泰」は広大の意であるが、当該3箇所では祭壇の呼称として使用されている)、祭天也、瘞埋(えんまい)於泰折、祭地也。用騂犢(せいとく。牲としての赤色の子牛)。埋少牢(羊、豚)於泰昭、祭時也、相近(祖迎)於坎壇(かんだん)、祭寒暑也、王宮、祭日也、夜明、祭月也、幽禋(いうえい)、祭星也、雩禋(うえい)、祭水旱也、四坎壇(しかんだん)、祭四方也。山林川谷丘陵、能出雲爲風雨見怪物皆曰神。有天下者祭百神。諸侯在其地則祭之、亡其地則不祭」⁽¹⁶⁾と記される。ここでは、天地、四時、寒暑、日、月、

星、水旱、四方等は、皆、祭祀の対象であるとする。山林川谷丘陵等で雲、風雨や怪しい出来事を発生させ得る能力を持つ者は全て「神」であり、天下の為政者はそうした「百神」を祀り、諸侯に於いてはその地の神を祀らなければならないとしている。その際の重要な舞台となるのが「壇」なのである。中国の殷や周時代には、その祭祀は、皇帝自らが遠祖の民族神信仰に連なるものであったとされる。歴代の皇帝は、天命を受けて政を敷く地上側の「天子」として、上帝を祀り、その功德に報ずる祭儀を行っていたのである。⁽¹⁷⁾「大壇」は、その為に必要な王権権力、権威を演出する場でもあった。これらの壇を設け、天地、山川を祀る祭儀は、韓半島経由で、倭国へも伝播し、倭国在来の自然神崇拝と融合しながら、執行されていたものと考えられる。「異鳥五來翔」記事は、国土、王都の確定を経て、百濟国の原型が形成されつつある状況を吉祥として描写されたものであろう。「異鳥」は、古代中国に於ける想像上の瑞鳥である処の鳳凰を示唆しているのかもしれない。鳳凰の羽には5色の紋があり、その鳴き声は氣品に満ちた5音であるという。聖徳の天子の治世に出現するとされた。「鳳」は雄、「凰」は雌を示すとされる。「異鳥五來翔」にある「五」の数字とは、個体数を示す5羽ではなく、そうした鳳凰に纏わる「五」の数字、陰陽説に於ける陽の数であった可能性があるだろう]

(8) 第一、始祖溫祚王25年2月：「王宮井水暴溢(いつ。あふれる)。漢城人家馬生牛。一首二身。日者曰。井水暴溢者、大王勃興之兆也。牛一首二身者、大王并鄰國之應也。王聞之喜。遂有并吞辰、馬之心」〔「新羅本紀 第二 訖解」訖解尼師今39年(348)条に「宮井水暴溢」とする記事がある。これは、訖解尼師今41年4月条に記された「大雨澍(うるおす)旬。平地水三四尺。漂沒官私屋舍。山崩十三所」の自然災害を予兆した記事(凶兆)であると推測を行なった。更に、同36年2月条の「倭王移書絶交」、同37年条の「倭兵猝(にわか)に至風島。抄掠邊戸。又進圍金城急攻」、

そして、同47年4月条の「王薨」記事へと至る、訖解尼師今に依る治世末期の凶なる流れの中での理解が必要とされる、と指摘をした。しかし、当該始祖溫祚王25年2月条に記された「王宮井水暴溢」記事は、「大王勃興之兆」であるとしていることより、明らかに吉兆として位置付けられている。但し、両記事の間には340年余の時間的な開きがある上、地域(国)も違うことより、一概の比較は出来ない。更に、「漢城人家馬生牛。一首二身」記事も、「大王并鄰國之應也。王聞之喜」とあって、吉兆として描写されている。古代の朝鮮半島南部地域に存在した三韓(馬韓、辰韓、弁韓・弁辰)の1つが馬韓である。この馬韓諸国の中の1つであった伯濟(はくさい)国を中心として、4世紀前半に後の百濟国が成立したとされる。始祖溫祚王は、自ら(の国)を牛に準え、「并吞辰、馬之心」、即ち、半島南東部に在ったとされる辰韓や弁辰(弁韓)諸国、半島の南西部に在ったとされる馬韓諸国の上首としての位置付けを強調していたとするものであろう。当該記事では、馬や牛と言った動物に関わる故事を基にして、百濟国成立の正当性を主張する編纂意図があったものと推測される]

(9) 第一、多婁王6年(33)：「春正月。立元子己婁爲太子。大赦。二月。下令國南州郡始作稻田」〔「大赦」は次王となる己婁の立太子を慶祝しての措置であろう。「下令國南州郡始作稻田」記事は、半島南部に於ける文献資料上での稲作開始を示すものである。この場合の「稻田」は、直播栽培方式か、稲苗を苗代で或る程度の大きさになる迄、育成してから田植えをする移植栽培方式であるのか、判然としない。⁽¹⁸⁾ 当該記事も又、己婁の立太子を慶祝する一連の流れの中で記述されたものであろう)

(10) 第一、多婁王7年：「春二月。右輔解婁卒。年九十歲。以東部屹于爲右輔。夏四月。東方有赤氣。秋九月。靺鞨攻陷馬首城。放火燒百姓廬屋。冬十月。又襲瓶山柵」〔「東方有赤氣」記事は、「靺鞨攻陷馬首城」、「又襲瓶山柵」事件の凶兆として

位置付けられたものか。「赤氣(せつき)」⁽¹⁹⁾は、暗くなってから空に出現する赤色の雲気、彗星、低緯度オーロラ等の現象であろうが、古来、凶兆として見做されることが多い。その出現が百済領域より見た「東方」であったことより、この赤氣は彗星か低緯度オーロラであった可能性があろう。尚、類似の気象現象である「紫雲」の出現は吉兆である]

(11) 第一、多婁王11年:「秋。穀不成。禁百姓私釀酒。冬十月。王巡撫東西兩部。貧不能自存者給穀人二石」〔禁百姓私釀酒〕措置は、飽く迄も「穀不成」を受けた結果であり、飲酒行為自体に対する倫理的な面よりの制限では無かったものと考えられる。それ故の「私」表現であるものと推測される。又、禁止対象が百姓のみとされたことも、そのことの裏付けとなる。当時の「私釀酒」の原材料が、食用途でもあった麦等の穀類であったことが推察される。ただ、それも焼酎の様な蒸留酒ではなく、醸造酒であったのであろう。韓半島に於ける蒸留酒としての「焼酒」は、半島の伝統酒であるとされるが、その起源は、高麗国がモンゴル(元)の影響下に入る13世紀中葉以降のことであるとされる。モンゴルに依り、蒸留酒の製法が伝えられ、蒸留所が高麗国内にも設置されてから、蒸留酒は為政者層に普及したのである。「王巡撫東西兩部。貧不能自存者給穀人二石」は、王の巡撫に依る賑給の具体的な内容(人別2石)が記された初見記事である。多婁王自身が東西兩部へ巡撫を行なった結果、賑給の対象者と、支給内容とが決定されたのであろう]

(12) 第一、多婁王21年:「春二月。宮中大槐(えんじゅ。中国原産のマメ科落葉高木)樹自枯。三月。左輔屹于卒。王哭之哀」〔宮中大槐樹〕は、左輔(宰相)であった「屹于」に準えた表現法であろう。「自枯」は「卒」に対応させた表現法である。槐の豆果は秋になると、数珠の様な形になることより、寺の庭園樹として植栽されることがある。仏教との関連性を想起させる記事である。「左輔屹于」は、多婁王に依る信任が厚かったらしく、多婁王7年

2月には、右輔解婁が死去したことを以って、「東部屹于」を右輔とし、同10年10月には、左輔となっている。それ故の、「宮中大槐樹」であり、王も「哭之哀」したのであろう。これに依り、百済王統に於いても、「右輔」よりも「左輔」の方が上位に位置していたことが判明する。官制等の場面に於いて、「右」よりも「左」の方に優位性があるとする思考は、韓半島を通じて倭国へも齎されたものかもしれない。「方角性」を巡るこうした文化は、日本に於いても、例えば、「右大臣」よりも「左大臣」の方が、事実上、上位であること等に反映される]

(13) 第一、多婁王46年5月戊午晦:「日有食之」(日食の記事。多婁王37年~49年の間繰り返された、新羅国との蛙山城を巡る攻防を暗示したものか。又、同50年9月の「王薨」の凶兆として位置付けられたものか)

(14) 第一、已婁王9年(85):「春正月。遣兵侵新羅邊境。夏四月乙巳。客星入紫微」〔客星(かくせい。彗星や新星等)が天帝の居所である紫微垣領域へ侵入したとする記事である。客星は新羅国へ派兵された百済側の兵力、紫微は新羅国を表現したものであろうか。「遣兵侵新羅邊境」行為を、天文現象としても追認された、正当な行為であることを主張しようとしたものであろうか]

(15) 第一、已婁王11年8月乙未晦:「日有食之」(日食の記事。已婁王13年6月条に記される「地震」の凶兆か)

(16) 第一、已婁王16年6月戊戌朔:「日有食之」(日食の記事)

(17) 第一、已婁王17年8月:「横岳大石五。一時隕落」(大規模な落石か。已婁王治世の低落傾向を示唆した記事か)

(18) 第一、已婁王21年4月:「二龍見漢江」(2体の龍が漢江に出現したとする記事。龍は水中世界、水との関連性が濃厚な存在である。「新羅本紀」に於いても、龍の出現記事は多い。その出現は吉凶両様の場面で使用されるものの、凶兆、何らかの事象に対する警告として描写されることが多い。

「新羅本紀 第一 始祖」始祖赫居世居西干60年9月条には、「二龍見於金城（慶州）井中。暴雷雨。震城南門」とした記載があり、「龍」、「雨」、「井」と言った、「水」を媒介としたものとの関連性を窺わせる記事の初見と見られる。2匹の龍が「金城井中」に出現したとするものである。雷、震表現とも合わせ、事前警告、凶兆として描写された可能性が有る。当該「二龍見漢江」記事も、吉兆であるとは考えられない

(19) 第一、已婁王27年：「王獵（かる）漢山獲神鹿」〔已婁王自らに依る狩りで神鹿を捕獲したとする記事。狩りは漢山（北漢山。大韓民国ソウル特別市）で行なわれた。神鹿であるとされることより、その色は白色か。已婁王29年条に記される「遣使新羅請和」の吉兆として位置付けられるか。尚、始祖溫祚王5年（紀元前14）条に「巡撫北邊。獵獲神鹿」記事、同10年9月条にも「王出獵獲神鹿」記事があり、その神鹿出現は吉祥と見做されている〕

(20) 第一、已婁王40年：「夏四月。鶴（コウノトリ）巢于都城門上。六月。大雨浹（うるおす）旬。漢江水漲（みなぎる。一杯に広がる）。漂毀（やぶる）民屋。秋七月。命有司補水損之田」〔新羅本紀 第二 訖解〕訖解尼師今41年（350）条には、「春三月。鶴（コウノトリ）巢月城隅。夏四月。大雨浹旬。平地水三四尺。漂沒官私屋舍。山崩十三所」とする記事を掲載する。当該已婁王40年条と類似性を持った記事内容である。一般的に、欧州に於いては、「鶴」の営巢は吉兆、巢を離れた場合には凶兆と見做されていた。東アジアに於いては、それが、早害⇄降雨、と云った「水」に関わる事象の範疇で捉えられていた可能性が指摘される。両記事共、鶴の営巢後に於いて、「大雨浹旬」となり、恵みの雨を地上へ齎すのであるが、それが限度を超えて、今度は「水災害」の発生へと繋がるのである。少なく共、韓半島に於いて、鶴の営巢行為は、水に関わりのある凶兆であったと位置付けることが出来るであろう。「命有司補水損之田」措置は、自然災害に関わる被害に対し

て、王権が損失補償を実施した初見記事である。田は、水田と畑地の両方を含んでいる可能性がある〕(21) 第一、蓋婁王10年（137）8月庚子：「熒惑（けいこく、けいわく。火星）犯南斗」〔熒惑（火星）が南斗六星（道教の生を司る神）の領域へ侵入したとする記事。火星の出現や接近は古来、凶兆とされて来た。「南斗」は北斗七星（道教の死を司る神）に対応した表現法であり、二十八宿の斗宿のことである。何らかの事象に対応した凶兆としての位置付けであろうが、これに対応する事象が見当たらない〕

(22) 第一、蓋婁王38年：「春正月丙申晦。日有食之。冬十月。新羅阿漚吉宣謀叛。事露來奔。羅王移書請之。不送。羅王怒出師來伐。諸城堅壁自守不出。羅兵絕糧而歸」(日食の記事であるが、「新羅阿漚吉宣謀叛。事露來奔。羅王移書請之。不送。羅王怒出師來伐」事件の凶兆としての天文変異であると、位置付けられているものと推測される)

(23) 第一、肖古王5年（170）：「春三月丙寅晦。日有食之。冬十月。出兵侵新羅邊鄙」(当該日食記事は、新羅国との抗争を暗示するものであろうか。肖古王2年8月条には、「羅王遣一吉漚興宣。領兵二萬。來侵國東諸城。羅王又親帥精騎八千繼之」とあって、百濟領域の東部諸城が新羅国よりの攻撃に曝され、それを受けて、肖古王に依る、当年10月の「新羅邊鄙」への出兵に繋がっていたのである)

(24) 第一、肖古王22年5月：「王都井及漢水皆竭」〔都であった漢城の井水、漢水（漢江）を流れる水が枯渇したとする、少雨、旱害に関わる記事。前年10月条に記された、「無雲而雷。星孛于西北。二十日而滅」を凶兆としたものか。漢城の井水（地下水位）は、漢江の水量と連動していたことを推測させる記事である。それらが、目に見えない地下世界で繋がっているとした思考、地下には水の支配者である龍神が存在し、支配すると言った地下世界観が存在していた可能性もあろう〕

(25) 第一、肖古王24年4月丙午朔：「日有食之。秋七月。我軍與新羅戰於狗壤敗北。死者五百餘人」

(日食は「我軍與新羅戰於狗壤敗北。死者五百餘人」事件の凶兆としての位置付けであろう)

(26) 第一、肖古王26年9月:「蚩尤(しゅう)旗見于角亢」〔「蚩尤」とは、中国古代神話に現れる神である。「史記 天官書 第五」では、「蚩尤之旗、類(にて)彗而後(うしろ)曲(まがり)、象(にたり)旗。見(あらはるときは)則王者征伐四方」としており、蚩尤旗を彗星出現に見立て、それは兵革の予兆であると見做している。古代中国の地誌である、「山海經(せんがいきょう)」の「大荒北經」⁽²⁰⁾では、蚩尤は兵器を作って、風伯(かぜのかみ)や雨師(あめのかみ)を招き、暴風雨を操り、冀州(きしゅう)の野に於いて黄帝(こうてい)方と戦闘を繰り広げたとしている。黄帝が派遣した日照りの神(応竜)は水を貯えて戦った。そこで、黄帝は天女の妹(はつ。魃)を天下した処、雨が止んで、蚩尤を殺したとする。その「大荒東經」では、南極に住む応竜は蚩尤と夸(こ)父とを殺して天に復帰することが出来なくなったとし、それ故、天下ではしばしば旱が発生したが、その際、応竜の状(かたち)を真似ると、やがて大雨が降り出すとする。「大荒北經」にも、ほぼ同様な話を載せる。中国山東半島に在った齊(せい)に於いては、古来、軍神として祀られた。毎年10月に蚩尤の墓と称されるものを祀ると、絳(赤)色の雲気が出現して空にたなびき、人々はそれを「蚩尤旗」と称したとされる。又、その風を蚩尤風、その楽を蚩尤戲と称したとする。蚩尤を山東半島方面に君臨した軍神であるとする見解もある。⁽²¹⁾これは、低緯度オーロラ出現の記録であった可能性もある。ただ、「史記」の記述の如く、彗星出現に見立てる用法もあり、蚩尤旗とは、天文現象、気象現象両様の意味用法に於いて、比較的広く運用されていたことが知られるのである。日本では、それを「赤気(せつき)」と称し、凶兆であると見做した。⁽²²⁾「角亢」は、古代中国天文学に於ける星座区分である、二十八宿の角宿(かくしゆく。おとめ座、ケンタウルス座、うみへび座、かみのけ座等に対応する)、亢宿(こ

うしゆく。おとめ座、うしかい座、おおかみ座、ケンタウルス座、てんびん座、うみへび座等に対応する)である。共に、東方青龍に当てられることより、肖古王代に入ってから激しさを加えていた、東隣する新羅国との抗争の行方に対する暗示として出現した赤色の雲気、即ち、赤色がかったオーロラの出現であったものと考えられる。肖古王24年4月条に記された「我軍與新羅戰於狗壤敗北。死者五百餘人」とした負戦も、当該記事出現の背景となっていた可能性もある]

(27) 第一、肖古王39年:「秋七月。出兵攻新羅腰車城拔之。殺其城主薛夫。羅王奈解怒。命伊伐滄利音爲將。帥六部精兵。來攻我沙峴城。冬十月。星孛于東井」〔「東井」は、南方朱雀七宿の井宿(せいしゆく)東井である。「孛」の語には、ほうき星、彗星、草木が生い茂る様子、と言った語義もあるが、その一方では、勃興するといった意も含まれる。この場合の「星」とは、百済国の置き換え表現法であったものと考えられ、この頃、对新羅国抗争に於いては優勢に転じていた百済国が、東方への伸張を図っている様子を「星孛于東井」と表現したものかもしれない。その場合には、当該記事が吉兆であると言えるであろう]

(28) 第一、肖古王40年7月:「太白犯月」〔「太白」、つまり、金星(宵の明星)が月の領域を侵犯したとする記事。天文現象に於ける「犯」表現法は、通常、凶兆であると見做された。しかし、当該記事の場合には、それに該当する事象は見当たらない]

(29) 第一、肖古王43年秋:「蝗、旱。穀不順成。盜賊多起。王撫安之」(災害発生に關した、蝗害→旱害→穀物の不作→盜賊の蜂起→王權に依る撫安、の時系列。肖古王40年7月条に記された、「太白犯月」記事を凶兆として位置付けたものか)

(30) 第一、肖古王46年:「秋八月。國南蝗、害穀。民饑。冬十一月。無冰」〔「無冰」現象は、この年に於ける高温傾向を示すものであろう。穀物収穫期に発生した蝗害も、そうした状況の中での出来事であったものと考えられる。そして、「害穀」が直ちに「民饑」へと至っていることより見て、

この「穀」の主体は、春小麦（春播き小麦）であったものと推測される]

(31) 第一、肖古王47年6月庚寅晦：「日有食之」（日食記事であるが、肖古王49年10月条の「王薨」の凶兆として出現したものか）

(32) 第一、肖古王48年7月：「西部人苗（うい）會獲白鹿獻之。王以爲瑞。賜穀一百石」〔西部人の苗會に依る白鹿の捕獲と、その肖古王への献上記事。王はそれを以って、「瑞」（瑞兆、吉兆）と見做したのである。しかしながら、それに対応する事象は見当たらない。肖古王に依る治世が49年にも及んだこと自体を、「瑞」としたものであろうか〕

(33) 第二、仇首王7年（220）10月：「王城西門火。靺鞨寇北邊。遣兵拒之」（「王城西門」に於ける火災は失火の可能性もあるが、「靺鞨寇北邊」事件の予兆、凶兆として演出されたことも想定される）

(34) 第二、仇首王9年：「春二月。命有司修隄防。三月。下令勸農事。夏六月。王都雨魚。冬十月。遣兵入新羅牛頭鎮。抄掠民戸。羅將忠萱領兵五千。逆戰於熊谷大敗。單騎而遁。十一月庚申晦。日有食之」〔「修隄防」、「勸農事」を王権が指示したのは、農本主義的な国家観の反映に依るものであろうか。「隄防」は河川堤防と言うよりも、寧ろ、農業用の貯水池、又、困田（いでん。低湿地帯、河岸等を堤防に依り囲い込んで干拓した農業用地）を造成する目的の堤防か。「雨魚」は増水した河川より打ち上げられた魚類、若しくは、竜巻等の自然現象、鳥類に依る上空よりの投下等の原因に基づく「ファフロツキーズ」、「怪雨（かいう）」現象か。当該記事は、あり得ないことの象徴として描写された可能性がある。「遣兵入新羅牛頭鎮。抄掠民戸。羅將忠萱領兵五千。逆戰於熊谷大敗。單騎而遁」の凶兆、警告としての「雨魚」現象であろう。「日有食之」記事も、そのことの反映、そして、仇首王11年7月条に記される、「新羅一吉浪連珍來侵。我軍逆戰於烽山下不克」とした、新羅国よりの反撃の凶兆として位置付けられた天

文の災異であろう]

(35) 第二、仇首王11年：「秋七月。新羅一吉浪連珍來侵。我軍逆戰（迎撃）於烽山下不克（かたず）。冬十月。太白晝見」〔仇首王9年11月庚申晦条に記された日食の記事は、当該「新羅一吉浪連珍來侵」、及び、「不克」記事の凶兆であったものか。太白（金星）が日中に見えたとする記事も、そうした対新羅戦に於ける敗北の凶なる流れを受けてのものか〕

(36) 第二、仇首王16年：「冬十月。王田於寒泉。十一月。大疫。靺鞨入牛谷界。奪掠人物。王遣精兵三百拒之。賊伏兵夾擊。我軍大敗」〔「王田於寒泉」は、寒泉に於ける仇首王自らに依る直営田の設定か。又は、現地農業視察か。時期的に見て、後者か。11月に発生した「大疫」は、この年に於ける穀物類収穫量の不足を反映したものか。それ故の、仇首王自身に依る、現状視察であった可能性もあろう。それと共に、この「大疫」は「靺鞨入牛谷界。奪掠人物」と「我軍大敗」の凶兆として位置付けられた災異であろう。「奪掠人物」行為は、現地人民の拉致と自領への連行、又、人身売買目的であった可能性もあろう。これも災異として認識されていたことが考慮される〕

(37) 第二、古尔王3年（236）10月：「王獵西海大島。王手射四十鹿」〔王の代替わりに伴う狩猟行為には、軍事的な意味合いが大きい。軍事教練と王への忠誠心涵養、謀叛の阻止、王権誇示等が主要な目的としてあったものと推測される。王自らが出獵して「神鹿」を捕獲する記事が、始祖温祚王5年（紀元前14）条、同10年9月条、已婁王27年（103）条等に散見される。古尔王自身に依る「手射四十鹿」は、王自身の屈強さを誇示すると共に、鹿＝吉祥、がこの国に如何に多いのかを、「四十」と言う具体的数量を以って示したものであろう。古尔王に依る治世の安定を示す編纂意図からであろう〕

(38) 第二、古尔王5年：「春正月。祭天地用鼓吹。二月。田於釜山。五旬乃返。夏四月。震王宮門柱。黃龍自其門飛出」〔天神地祇を祀る祭祀の執行に

際して、「鼓吹」を用いたとする初見記事。太鼓の様な打楽器や、笛の様な管楽器で音声、音楽を発しながら祭祀を行なったとするものである。音声、音楽を発するのは、天神地祇への奉納目的、又、それらを地上へ呼び出す目的、祭祀の場を浄める目的等が考慮される。「田於釜山」記事は、釜山で何らかの農耕が行なわれたとするものか。「田」は必ずしも、水田であるとは限らないのかもしれない。畑地である可能性もあろう。百濟領域が、釜山地域に迄、拡大したことを表現しようとしたものか。ただ、倭国への稲作技術伝播を考慮する上でも、慎重に検討をしなければならない記事であろう。或いは、古尔王に依って行なわれた、「田獵（でんりょう）」（狩獵）の意である可能性もある。どちらであるのかは、古尔王3年10月条、及び、同9年2月条をも合わせて考慮する必要性が有る。「震王宮門柱」の「震」表現法は、地震や実際の震動ではないであろう。そこから「黄龍」が飛び出したとしていることより、何らかの告知を王権に対して行なったとするものである。五行説では、五龍の黄龍は五行の「土」に配されており、五方では中、五穀では「米」に当たる。「田於釜山」の田が水田であったとするならば、その米の栽培拡散、延いては、五穀豊穰を示す吉兆として演出されていたものかもしれない。「新羅本紀 第四 眞興」眞興王14年（553）2月条には、「王命所司。築新宮於月城東。黃龍見其地。王疑之。改爲佛寺。賜號曰皇龍」とする記事がある。ここでは、新羅国の眞興王が王都である金城の半月城東方に新宮殿を建設しようとした処、突如として黄龍が出現したとするものである。そこで、眞興王は新宮殿建設を中止し、そこへ皇龍の名称を持った寺院（皇龍寺）を造営することとしたのである。皇龍寺創建の経緯であり、そこは現在の大韓民国慶尚北道慶州市九黄洞に当たる。皇龍寺は国家的規模を持った寺院であり、新羅国善徳女王5年（636）には、新羅三宝の1つであった九層木塔等も整備されたものの、高麗国の高宗25年（1238）にモンゴル軍の侵攻によって

焼失した。「黄龍」の出現は、吉祥であると見て良いであろう]

(39) 第二、古尔王9年2月：「命國人開稻田於南澤」〔「稻田」の国策的な広がりを示す記事。多婁王6年（33）2月条にも、既に「下令國南州郡始作稻田」の記事が見える。当該記事は、韓半島南部に於ける文献資料上での稲作開始を示すものである、と指摘した。この場合の「稻田」も又、直播栽培方式か、稲苗を苗代で或る程度の大きさになる迄、育成してから田植えをする移植栽培方式であるのか、判然としない。更に、田の種類も湿田形式か、乾田方式、陸田なのかも不明である。ただ、「南澤」とある事よりは、常時、水が入り込む湿田の可能性があろう。尚、古尔王13年条には、「夏。大旱。無麥」とあり、この頃、韓半島では主要な作物であったものと考えられる冬小麦（秋蒔き栽培）の不作に備えて、米作への転換も政策的に進められていた可能性がある。冬小麦は、米の農繁期頃迄に収穫可能であり、冬小麦と米栽培とを組み合わせれば、同じイネ科植物ではあるものの、飢饉を回避できる可能性が広がる。小麦自体は、春小麦（春蒔き栽培）も行ない、通年で栽培されていた可能性はあるが、春小麦の方は収穫量も少なく、旱が発生すれば、水の確保問題も栽培上の障害として生じていた可能性がある。更には、ムギ類には連作障害が発生するものの、米（水稻）には連作障害を回避することの出来る特性があった点も、水稻栽培導入に向けて考慮された可能性があるあろう。「稻田」の国策的な広がりとは、麦類とのリスク分散であり、正に飢饉対策そのものであったとすることが出来るであろう]

(40) 第二、古尔王10年正月：「設大壇。祀天地山川」〔王自らが「大壇」に於いて天地を親祭する祭祀は、始祖温祚王20年2月条に、「王設大壇。親祠天地。異鳥五來翔」として、既に見えている。その源流は、中国王権に依って執行されていた「封禪」（靈山聖域で執行）や「郊祀」（都城の郊外で執行）、即ち、天子自らに依る、天を祀り、地を祓い、山川を祀る自然祭祀、自然崇拜行

為であったもの考えられる、とした。「封禪」は、山上に盛り壇を築造して天を祀る「封拜」と、山下に壇（ぜん。壇、禪）を築いて地を祀る「禪祭」の2つの祭儀よりなる。元来は天子の巡幸に合わせ、天下の安泰を願ったものである。「壇」とは、古代中国に於いて、祭祀、朝会、盟誓、封拜等の儀礼を執行するのに際し、平坦な地上部分に設けられた土築構造の高くなっている露台を指す。古代以来、皇帝は特に壇を築いて犠牲を供え、柴を燔（た）いて丁重さを示し、自ら天神を祀る祭祀を執行したのである。山林川谷丘陵等で雲、風雨や怪しい出来事を発生させ得る能力を持つ者は、全て「神」であり、天下の為政者はそうした「百神」を祀り、諸侯に於いてはその地の神を祀らなければならないとしたのである。その際の重要な舞台となるのが「壇」なのである。中国の歴代皇帝は、天命を受けて政を敷く地上側の「天子」として、上帝を祀り、その功德に報ずる祭儀を行っていたのである。「大壇」とは、その為に必要なとされた王権権力、権威を演出する場でもあった。これらの壇を設け、天地、山川を祀る祭儀は、韓半島経由で、倭国へも伝播し、倭国在来の自然神崇拜と融合しながら、執行されていたものと考えられる、とした。この頃、韓半島に於いても広がりを見せていた「稻田」の経営に際しては、取り分け、「水を支配する者」に対する祭儀の重要性が着目され、この時期にその祭儀が古尔王に依る「設大壇。祀天地山川」として、執行されていた可能性に就いても考慮されるであろう]

(41) 第二、古尔王14年正月：「祭天地於南壇」(古尔王自らに依って執行された天地を祀る祭儀であろうか。前年の夏には、「大旱。無麥」と言った出来事があり、この祭儀はそれを受けて執行されたものか。そうであるとするならば、その目的は降水を祈願することである。「南壇」と表現された南の方角性には、北極星を背にして地上の支配を行なうとした、中国風の「天子の南面思想」の反映が有るものか)

(42) 第二、古尔王16年正月甲午：「太白襲月」〔太

白(金星、宵の明星)が月の領域へ侵入したとする記事。「襲」と「犯」表現法の差異とは何であろうか。何れにしても凶兆であろう。古尔王22年条には、「秋九月。出師侵新羅。與羅兵戰於槐谷西敗之。殺其將翊宗。冬十月。遣兵攻新羅烽山城。不克」とした、百濟国側より新羅国への攻撃記事が記される。その攻撃が、当該「太白襲月」事象を以って、実施に移されていた可能性もある。太白は百濟国であり、月は新羅国の置き換えである。金星は、太陽より48°以上離れないことより、日没後に西空で、或は、日の出前に東空で見られるのみである。それは583.9日(1会合周期)で交代する。取り分け、古来、宵の明星は戦闘の行方を占う根拠とされていた。ただ、「太白襲月」と実際の新羅国出兵との間には、5年以上もの時間的な間隔が空いており、直接的な繋がり無し可能性もある]

(43) 第二、古尔王36年9月：「星孛于紫宮」〔彗星等が紫宮(紫微垣。しびえん)領域へ侵入したとする記事。紫微垣は北半球に於いては見かけ上、不動の恒星である北極星を中心とした星座のことである。天上世界に於ける宮廷的存在であるとされることより、紫宮の呼称が発生した。古代中国天文学の大きな影響を、百濟国も又、受けていたことが推測される記事である。百濟宮廷に關した何らかの事象の凶兆として受け止めた天文現象か。この後、古尔王39年11月条の「遣兵侵新羅」、同45年10月条「出兵攻新羅。圍槐谷城」、同50年9月条「遣兵侵新羅邊境」、そして、同53年正月条の「遣使新羅請和」と同年11月の「王薨」に至る、新羅国との抗争と膠着、古尔王薨去の凶兆として描写されたものであろうか]

(44) 第二、汾西王5年(302)4月：「彗星晝見」〔彗星の出現自体も凶兆であるが、それが昼間に見えるのは、更なる凶兆として認識されたものか。その凶なる結果とは、直接的には、汾西王7年条にある「春二月。潜師襲取樂浪西縣。冬十月。王爲樂浪太守所遣刺客賊害薨」とした、樂浪郡を巡る覇権争いと、その帰結として、樂浪太守

の放った刺客に依る汾西王暗殺である。元々、楽浪郡は中国王権（漢の武帝）に依る韓半島直接支配に伴って、半島の中央部以北に設置された朝鮮四郡・漢四郡（楽浪・真番・臨屯・玄菟）の1つであり、黄海に面した、現在の黄海道付近に当たるとされる。楽浪郡の終焉期、韓半島に対する中国直接支配の終了期に当たる出来事である。汾西王は、先代王であった責稽王の長子であるが、責稽王も又、同13年9月条に「漢與貊人來侵。王出禦爲敵兵所害薨」と記された如く、西晋の楽浪郡と、貊（わい、ばく。中国東北部）との戦闘に依り戦死していた。こうした韓半島北西部支配を巡る行方を示唆したものが、屋間に於ける彗星出現であると見做されていたものであろう]

(45) 第二、比流王5年（308）正月丙子朔：「日有食之」（日食記事。この前後の記事に於いても、当該日食を凶とした事象は見当たらない）

(46) 第二、比流王9年：「春二月。發使巡問百姓疾苦。其鰥寡孤獨（かんかこどく。配偶者を失った夫や妻）不能自存者。賜穀人三石。夏四月。謁東明廟」〔「百姓疾苦」と記されることより、記事上には現われないものの、この「發使巡問」の背景には、飢饉や疫病の流行があった可能性が有る。この王権に依る措置は、人民に対する厚生制度の萌芽であると位置付けることが出来得る。特に、「鰥寡孤獨」や「不能自存」の人々には、当時の社会としても、比較的高齢者や、年少者が多かったものと推測を行なうことが出来ることから、そうした高齢者、年少者と言った、社会的弱者に対する敬慕、慈悲の考え方が、早い段階より醸成されていたことが想定されるであろう。そうした人々に対して支給されたとする、人別3石の穀物が具体的に何であったのかは不詳であるが、未だ、米栽培が安定していない社会に在っては、小麦等が主流であったのであろう。日本に於いても、「養老令」（天平宝字元年・757、に施行）に対する官撰注釈書である「令義解」に、その定義や解説が記されており、「鰥」は61歳以上の妻を亡くした夫、「寡」は50歳以上の夫を亡くした妻、「孤」

は16歳以下の者で父のいない子、「獨」は61歳以上で子がない者であると規定している。更に、財貨に困る者を「貧窮」、66歳以上の者を「老」とした。そして、「令近親収養。若無近親。付坊里安恤（養）」とし、これら生活困難者に対しては、近親者に依る扶養義務を課し、若し近親者がいない場合には、その坊里に於ける扶養を求めたのである。⁽²³⁾ 何れの王権にとっても、人民のそうした困窮した状況を放置することの出来ない、社会的背景が存在していたものと考えられる。それは、国家の体裁や威厳を保持すると言った為政者側よりの理由の他にも、儒学・儒教の伝播、特に、五常の徳の1つである「仁」の思考であり、仏教的な慈悲思想であったことも排除することは出来ないであろう。王権にとって、人民の「疾苦」も又、1つの災異であると見做されていたのである]

(47) 第二、比流王10年正月：「祀天地於南郊。王親割牲（にえ。祭祀で神に捧げる為の動物）」（天地を祀る祭祀の「南郊」での執行には、天子南面思想と言った、中国由来の北極星を巡る思想が反映されているものか。古尔王14年正月条に記された「祭天地於南壇」の「南壇」と「南郊」とは、同一のものを指すか。又は、漢城の「南郊」に設定された「南壇」か。牲の具体的内容は不明であるが、「割」の語よりは、その動物を比流王自らが解体したか、又は、供物として調整したのかであろう）

(48) 第二、比流王18年7月：「太白晝見。國南蝗害穀」〔太白（金星）が昼間に見えたとする凶兆記事。本来は、宵の明星が長庚・太白、明けの明星が啓明である。金星の最大離角は約47度であり、太陽に近い為、肉眼では殆んどの場合、日没後（東方最大離角。宵の明星）と日の出前（西方最大離角。明けの明星）にしか見ることは出来ない。昼間にも、稀に条件に依り、又、視力の非常に良い人の場合には、見ることも出来る。この天文現象は、「國南蝗害穀」を予兆した事象として位置付けられたのであろう〕

(49) 第二、比流王22年：「冬十月。天有聲、如

風浪相激。十一月。王獵於狗原北。手射鹿」(「天有聲」とする音聲は、海上のうねりの様に激しく続いたとしていることより、雷鳴ではない。火山噴火に伴う空気振動か。漢城周辺の火山では、白頭山、濟州島等の噴火が考慮される。その音聲が天より発生された、何らかの警告であると、当時の人々が受け取っていた可能性はあるものの、それに対応する事象が見当たらない。この現象に対しては、吉凶の判断が無い。寧ろ、後続の「王獵於狗原北。手射鹿」記事は、比流王自らが鹿を射たとしていることより、吉祥として見做していた可能性も有る)

(50) 第二、比流王30年：「夏五月。星隕 (おちる)。王宮火、連焼民戸。秋七月。修宮室。拜眞義爲内臣佐平。冬十二月。雷」(「星隕。王宮火、連焼民戸」現象は、火球や隕石、隕鉄等、宇宙空間よりの落下物に依るものと言うよりも、その発生時期から判断し、落雷に依る火災発生か。「修宮室」とある事よりも、実際に被害が発生していた自然現象であろう。ただ、12月条には、殊更「雷」記事が記されており、「星隕」現象を、実際に宇宙空間よりの落下物に依るものであった可能性を、全く排除することも出来ない。比流王28年条には、大規模な旱害、飢饉の発生記事が記されており、そうした自然災害に対する百濟王権の無策ぶりを天より警告した事象として受け止められていた可能性もあろう。12月の「雷」を取り立てて記事にしたのも、そうした理由に依るものであろう)

(51) 第二、比流王32年10月乙未朔：「日有食之」(日食記事であるが、取り立てて、凶兆とはなっていない。比流王41年10月の薨去に向けた序章として、見立てることも出来得る)

(52) 第二、比流王33年正月辛巳：「彗星見于奎」〔彗星が二十八宿の内、西方白虎に配された奎宿(けいしゆく。斗搔き星、とかきぼし)領域で見られたとする記事。奎宿は、アンドロメダ座～お座～カシオペア座～くじら座に跨る領域である。奎宿では、新規着工を吉とすることより、そこへ

彗星が侵入したとするのは、物事の終焉=王薨、を意味するものか〕

(53) 第二、近肖古王2年(347)正月：「祭天地神祇。拜眞淨爲朝廷佐平。淨王后親戚。性狠(かむ、もとる)戻不仁。臨事苛(さいなむ)細。恃(たのむ)勢自用。國人疾 (にくむ) 之」(「祭天地神祇」は「謁東明廟」に替えて行なったものか。近肖古王は、記録上では東明廟に謁してはいない。これは、後の日本朝廷でも行なわれた「四方拝」に当たる、年災を払う為の正月の祭儀か。四方拝とは、1年最初の年中行事であり、天皇自らが属星を唱えつつ、天地四方、山陵を拝して、年災を払い、国家の安寧を祈る最重要儀式である)

(54) 第二、近肖古王23年：「春三月丁巳朔。日有食之。遣使新羅。送良馬二匹」(この日食出現を以って、新羅国との、より一層の融和を図ることにしたものか。近肖古王21年3月にも「遣使聘 (とう。贈り物を携えて訪問する) 新羅」している。馬の授受は、軍事的な結び付きの証として行なわれた可能性がある。当該日食記事は、同24年9月条に記される、「高句麗王斯由 (故国原王) 帥歩騎二萬。來屯雉壤。分兵侵奪民戸」とした、高句麗軍来襲の凶兆として認識された天文現象であろうか)

(55) 第二、近肖古王30年7月：「秋七月。高句麗來攻北鄙水谷城 (黄海道) 陷之。王遣將拒之。不克。王又將大舉兵報之。以年荒 (ねんこう) 不果。冬十一月。王薨」(高句麗国に依る百濟国北辺部に在った水谷城への攻撃であるが、百濟国内の「年荒」、つまり、凶作に依り、兵士や糧食の手配が出来ずに、敗退したとするものである。この年の11月に訪れる、近肖古王の「王薨」の凶兆であった事件であろうか)

(56) 第二、近仇首王6年(380)：「大疫。夏五月。地裂。深五丈、横廣三丈。三日乃合」(この年の春季に於ける「大疫」は、前年4月に発生していた「雨土竟日」を凶兆として発生していたものであろう。中国以東の東アジア世界に於いて、黄砂交じりの降雨である雨土現象は、自然現象と

して見るならば、程度の差こそあれ、毎年の如く出現する春先の風物詩でもあるが、この後の日本でも「泥雨」と称され、凶兆として取り扱われて行くのである。⁽²⁴⁾ この「大疫」は、その発生時期より見て、インフルエンザの流行であった可能性もある。「地裂」現象は、その場所が記載されていないものの、地滑り、地下水に依る地下の浸食で地表面が陥没したものか。シンクホール現象か。シンクホールは、石灰岩質のカルスト地形に於いて良く見られ、地下水に依る浸食、化学的変化の発生に伴い、地下の岩石や空間が崩壊して、地表面にまで達する穴が開く現象である。ただ、この記事の場合には、3日で元に戻ったとしてることより、地下水の汲み上げ過ぎ、地殻変動等、何らかの原因に依り、地盤沈下が発生していたものか。その発生時期が旧暦5月であり、農業用水としても多量の地下水を使用していた可能性もあることより、前者の理由に依るものであろうか。近仇首王政権の終焉を予兆した、地盤に関わる災異として認識されたものであろう)

(57) 第二、近仇首王10年：「春二月。日有暈三重。宮中大樹自拔。夏四月。王薨」〔「暈」(かさ)、所謂、ハローは太陽の周囲にかかった薄雲に光の環が出現する大気光学現象である。白虹とも称され、光環の外側は青色、内側は薄い赤褐色となり、その色彩感覚や、王権を示唆する存在である太陽を取り囲む様に輪がかかることよりも、古来、兵革の予兆とされた。即ち、日暈の出現は凶兆であった。それが三重(内暈、外暈の関係か)になって出現することは珍しい現象である。「宮中大樹」とは、近仇首王自身のことであろう。「日有暈三重」も「宮中大樹自拔」も、共に「王薨」の凶兆として描写された天文現象、自然現象であろう〕

(58) 第三、辰斯王6年(390)：「秋七月。星孛于北河。九月。王命達率眞嘉謨伐高句麗。拔都坤城。虜得二百人。王拜嘉謨爲兵官佐平」(石氏中官の北河戎領域へ彗星が侵入したとする記事。彗星出現は凶兆であるが、この事例では、「拔都坤城。虜得二百人」とする記載を以って、必ずし

もそうではない)

(59) 第三、辰斯王7年：「春正月。重修宮室。穿池造山。以養奇禽(きん。鳥)異卉(草)。夏四月。靺鞨攻陷北鄙赤峴城。秋七月。獵國西大島。王親射鹿。八月。又獵横岳之西」(辰斯王自らが鹿を狩ったのは、始祖温祚王の事例に因み、自らの支配を「神鹿」の降臨として正当付ける目的か。宮室内に「穿池造山。以養奇禽異卉」したのも、空を自由に飛ぶことの出来る鳥類を飼育することで、地上や天空の支配者であることを、可視的に誇示する目的からであった可能性が有る。しかも、そうした鳥類は「奇禽」とされていることより、官吏や人民等の、通常目にすることが無い珍しいものを収集していたのであろう。具体的な鳥名は不詳である。「靺鞨攻陷北鄙赤峴城」とした、靺鞨よりの攻勢は、そうした辰斯王に依る行為を助長していたのかもしれない。辰斯王の「獵」に関わる「西」の方角性とは、「獵」自体に軍事演習としての性格が有る以上、東晋の孝武帝の存在、及び、東晋と連携した高句麗国への対処を意識したものであろうか)

(60) 第三、辰斯王8年：「夏五月丁卯朔。日有食之。秋七月。高句麗王談德(好太王、広開土王)帥兵四萬。來攻北鄙。陷石峴等十餘城。王聞談德能用兵。不得出拒。漢水北諸部落多沒焉。冬十月。高句麗攻拔關彌城。王田(田獵・でんりょう。狩獵)於狗原。經旬不返。十一月。薨於狗原行宮」〔この年5月の日食は、同7月より開始される高句麗国好太王に依る、4万の兵力を以って実施される、百済国北辺域に対する大規模軍事攻撃の凶兆として位置付けられているものと推測される。高句麗好太王は、百済国の漢水(漢江)以北の領域を手中に収め、更には、辰斯王が田獵を行っていた「狗原行宮」に於いて薨去することを、示唆した天文現象であったのであろう。「狗原」の地は、百済王家に依る獵の場所として散見されることより、辰斯王に依って行なわれた田獵には、高句麗国を牽制する意味があった可能性もあろう。始祖温祚王5年(紀元前14)条に記された、「巡撫

北邊。獵獲神鹿」記事も、始祖温祚王が「神鹿」を狩猟したとされる「北邊」は「狗原」付近であったのかもしれない。危機に曝されていた百濟王権が、高句麗国より齎された災異より脱する為に、その権威の源泉としていた「神鹿」出現に縋（すが）っていたとも見られるのである]

(61) 第三、阿莘（芳）王2年（393）正月：「謁東明廟。又祭天地於南壇」〔阿莘（芳）王に依る東明廟への礼拝記事である。「百濟本紀」に依れば、王自らが東明廟へ謁したのは、比流王以来、約80年振りの出来事であった。記録上では、歴代百濟王が、その即位後に於いて、必ずしも東明廟へ参詣する訳でも無いのである。後の、日本徳川將軍家歴代が、必ずしも全て、祖廟である日光東照宮へ参詣した訳では無い事例と共通点があるのかもしれない。自らの代理人としての使節を派遣することを以って、自らが参詣したことと同等の効力を持つと見做していたことも想定されるであろう。そのことは、王権や徳川將軍権力の伸張と関係が有る可能性もあろう。つまり、時間経過と共に、王や將軍自体の出御が限定されて行き、最早、そうした祖先神に依る権威付けが無く共、既に自立した政権として、運営が可能であるとした、ある種の自負心の形成である。東明廟は、「百濟本紀 第一 始祖」始祖温祚王元年（紀元前18）5月条に「立東明王廟」とある。東明王とは、建国神話上では、百濟国の始祖である始祖温祚王の父である鄒牟（朱蒙）のことであるとされる。古尔王14年（247）正月条に「祭天地於南壇」、比流王10年（313）正月条には「祀天地於南郊。王親割牲（にえ。祭祀で神に捧げる為の動物）」とあり、「南壇」と「南郊」とは、同一のものを指すか。又は、漢城の「南郊」に設定された「南壇」の意であろうか。南の方角性には、北極星を背にして地上の支配を行なうとした、中国風の「天子の南面思想」の反映が有るものであろうか。阿莘（芳）王が東明廟に謁したのは、「關彌城者我北鄙之襟要」（阿莘王2年8月条）とする様に、高句麗国に依って「所有」されるに至っ

た、「高句麗南鄙」への反撃の成功を祈願したものであった可能性があろう。国家危急に際しての止むを得ない措置であったのである]

(62) 第三、阿莘（芳）王3年7月：「與高句麗戰於水谷城下敗績（はいせき。大敗して今までの功績を失う）。太白晝見」（この場合の「太白晝見」の天文現象は、「與高句麗戰於水谷城下敗績」とした、対高句麗戦に於ける大敗を受けて出現したとする編纂意図であろう。翌年2月条に記される、「星孛于西北。二十日而滅」とする、西北方向への彗星出現も、この凶なる流れの中での事象として捉えられていたのであろう）

(63) 第三、阿莘（芳）王4年：「春二月。星孛于西北。二十日而滅。秋八月。王命左將眞武等伐高句麗。麗王談德（好太王、広開土王）親帥兵七千。陣於湏水（ばいすい。鴨緑江か）之上拒戰。我軍大敗。死者八千人。冬十一月。王欲報湏水之役。親帥兵七千人過漢水。次於青木嶺下。會大雪。士卒多凍死。廻軍至漢山城。勞軍士」〔「星孛于西北」の天文現象は、西北の示す方角性よりも、高句麗好太王との「湏水之役」に於ける大敗の凶兆として位置付けられた事象であろう。彗星が出現していた「二十日」と言う期間の長さは、大敗したダメージ（「死者八千人」、「士卒多凍死」）の大きさを暗示していた可能性が有る。彗星出現時間と、それが示唆した凶事の程度とは比例関係にあったものと見られる。「大雪」が、実際にどれ程の積雪であったのかは不詳であるが、「士卒多凍死」としていることより、積雪に依る困難と言うよりも、低温に依る被害の方が大きかったのであろう]

(64) 第三、阿莘（芳）王7年8月：「王將伐高句麗。出師至漢山北柵。其夜大星（おおぼし。おおいぬ座 α 星シリウス）落營中有聲。王深惡（にくむ）之。乃止」〔阿莘（芳）王が高句麗国討伐に向かう為、漢山北柵へ出師する記事。そうした処、營中へ大星が落下して来たとするものである。通常、大星はおおいぬ座 α 星シリウスを指し示すが、この場合には、その事象が事実であったとするならば、火球、隕石、隕鉄等、宇宙空間よりの落下

物であろう。大星の呼称は和名であることより、「百濟本紀」の編纂者が引用したもののか。「聲」とは、落下に伴う衝撃の音声ではなく、落下後に於いて、その落下物自体より発せられていた音声である。阿莘（芳）王が忌み嫌った結果、その音声は止んだとする。そうすると、その落下物の正体とは、一体、何であろうか。王は、何故、その「聲」を嫌がったのであろうか。少なく共、「王深惡之」と記されることから、この事象は凶兆として見做されていたことが窺われる。アムールトラ（虎）、ヒョウ（豹）等の大型ネコ科動物か]

(65) 第三、阿莘（芳）王9年：「春二月。星孛于奎婁。夏六月庚辰朔。日有食之」〔二十八宿の内、西方白虎に配される奎宿（けいしゅく。斗搔き星・とかきぼし。アンドロメダ座、カシオペヤ座、うお座、くじら座）、婁宿（ろうしゅく、たたらぼし。おひつじ座、うお座、アンドロメダ座、くじら座、さんかく座）領域へ彗星が侵入したとする記事。前年8月条には、「王欲侵高句麗。大徵兵馬。民苦於役。多奔新羅。戸口衰滅」とする記事があり、高句麗国出征に向けた兵馬の徴収、課役に対して、隣国新羅への人民流出と、地域社会の衰退とが発生したとしており、そうした人民の疲弊を警告した天文現象として見做されたものか。後続の「日有食之」記事も、「日」を王の存在であると見做すならば、阿莘（芳）王の治世に暗雲が懸かっている状況を示唆しているものと推測される]

(66) 第三、阿莘（芳）王14年3月：「春三月。白氣自王宮西起。如匹練（ひつれん。一匹の練絹・ねりぎぬ、絹織物）。秋九月。王薨」〔「白氣」現象は、匹練の如くとした、その表現法に着目するならば、白みがかったオーロラか。又は、火山噴火に伴う白っぽい噴煙、更には、彗星の可能性もあろう。白色は、吉祥色であるものの、ここでは、この年9月にあった「王薨」の凶兆として認識された現象であったものと考えられる。「西」の方角性よりは、末期状態に在った東晋の存在をもイメージさせるものであろう)

(67) 第三、腆（直）支王2年（406）：「春正月。

王謁東明廟。祭天地於南壇。大赦。二月。遣使入晉朝貢」〔腆（直）支王に依る東明廟参詣記事。王の代替わりに伴う参拝であろう。「祭天地於南壇」が執行されたのも、王の代替わりに伴い、王権継承を明示する形式的、儀礼的な目的からであったものであろう。先代の阿莘（芳）王2年（393）正月条にも、代替わりに伴うものと考えられる「謁東明廟。又祭天地於南壇」記事があることより、これを踏襲した措置であろう。王家と国家の安寧を王自身が祈願し、天地四方の神を祀るのが、こうした代替わり祭儀の目的であろう。「王謁東明廟」行為は、日本王権に於いて、御所内清涼殿の石灰壇に於いて行なわれる、天皇に依る伊勢神宮方向へ対する遥拝（毎朝）、「祭天地於南壇」は、四方拝（元日）、又、大嘗祭（即位後）に該当する祭儀か。但し、百濟王は自ら東明廟を訪れて、参拝したが、近代以前の天皇は、自身で伊勢神宮へ参詣に赴くことは無かったとされる]

(68) 第三、腆（直）支王5年：「倭國遣使送夜明珠。王優禮待之」〔先代の阿莘（芳）王11年（402）条に「夏。大旱。禾（いね）苗焦枯。王親祭横岳。乃雨。五月。遣使倭國求大珠」とする記事があり、腆（直）支王5年条に記された当該記事は、それに倭国側が応えたものであろう。百濟国が倭国へ大珠を要求してから、7年もの時間がかかっていたのである。これは、倭国側で大珠に加工する鉱石の探索や、加工等の準備作業に時間を要していたものか、或は、それを戦略物資であると見做して、態と、百濟国への送呈を遅らせ、大珠の価値観を高めようとした為であろうか。「夜明珠」や「大珠」の用途は、祈雨の親祭に使用するものであろう]

(69) 第三、腆（直）支王11年5月甲申：「彗星見」〔彗星出現は凶兆であるが、この前後には、それに対応する直接的な事象は見当たらない。翌年条には、「東晋安帝遣使冊命王爲使持節都督百濟諸軍事鎮東將軍百濟王」とする記事があり、腆（直）支王は東晋の安帝より百濟王等の冊封を受けている。その意味に於いては吉祥であるが、この時期の東晋は末期的な状態にあり、東晋復興の功労者

であった劉裕(南朝宋の初代武帝)に依る専断で、安帝自身も殺害される。百濟国が西方の後ろ盾としていた東晋の急速な衰亡、中国大陆の不安定化は、百濟国にとっては、高句麗国牽制の上でも凶兆であろう]

(70) 第三、腆(直)支王13年:「春正月甲戌朔。日有食之。夏四月。旱。民饑」(日食は旱害、「民饑」の凶兆としての天文現象であろう)

(71) 第三、腆(直)支王15年:「春正月戊戌。星孛于大微。冬十一月丁亥朔。日有食之」〔三垣(さんえん)の1つである太微垣(たいびえん)領域へ彗星が侵入したとする記事。この星官の中心には、王権を象徴した五帝座(しし座)が位置している。日食記事とも合わせて、翌年3月に訪れる「王薨」の凶兆としての天文災異であろう〕

(72) 第三、毗有王2年(428)2月:「王巡撫四部。賜貧乏穀有差。倭國使至。從者五十人」(王の代替わりに伴う四部巡撫である。「賜貧乏穀有差」措置は、飢饉発生と言った災害対応に際したものでは無く、貧乏の人民に対する通常の賑給か)

(73) 第三、毗有王8年:「春二月。遣使新羅。送良馬二匹。秋九月。又送白鷹」(百濟国が新羅国との同盟強化を目指していた。政治、外交的には北方の高句麗国よりの脅威に対して、共同で対処したいとする思惑からであろうが、百濟国に於ける、前年頃よりの天候不順、穀物の収量低下等、国内的な事情があったからであろう。「馬」や「白鷹」の送呈には、軍事同盟の存在を想起させる。白色は吉祥色であり、友好の証としての意味合いがあったものと考えられる)

(74) 第三、毗有王14年:「夏四月戊午朔。日有食之。冬十月。遣使入宋朝貢」〔日食は南朝宋の文帝に対する百濟国よりの朝貢行為と、華北に在った北魏の南下姿勢、即ち、中国大陆に於ける覇権争いと、百濟国の立ち位置の不透明さを表現しようとした天文現象であろうか。毗有王は、同4年4月、文帝より先代腆(直)支王の爵號である「使持節都督百濟諸軍事鎮東將軍百濟王」の冊授を受けていた。こうした南朝宋との冊封関係が、

距離的にも、より百濟国に近い北魏に依る対百濟姿勢へ、悪影響を与えるのではないかとした危惧が、百濟国内にあった可能性もあろう]

(75) 第三、毗有王21年:「夏五月。宮南池中有火。焰如車輪終夜而滅。秋七月。旱。穀不熟。民饑。流入新羅者多」(「宮南池中有火。焰如車輪終夜而滅」現象は、池への可燃性物質の噴出、流入と自然着火か。天然ガスや石油の噴出、又、アスファルト等が考慮される。人為的に工作された現象であった可能性も、排除することは出来ない。「火」や「焰」の存在は旱や戦火を想起させる。旧暦の7月と言う時期より判断し、この場合の「穀」は水稻であったものと考えられる。当該現象は、その後に発生する旱害、凶作、飢饉、人民流出の凶兆として位置付けられていたものと推測される)

(76) 第三、毗有王28年:「星隕如雨。星孛于西北。長二丈許。秋八月。蝗害穀。年饑」(「隕」とは、天空より地上へ落下する語義であるが、必ずしも、この場合には、星=隕石、隕鉄、火球等が地上に落ちて来たというものは無い。彗星出現を表現したものであろう。その出現した方角である西北とは、百濟国より見て高句麗国や北魏方面に当たる。「蝗害穀」や「年饑」と言った災異の凶兆として描写された事象であろうが、翌年9月の「王薨」をも示唆した事象として、見做された可能性もある)

(77) 第三、毗有王29年:「春三月。獵於漢山。秋九月。黑龍見漢江。須臾(しゅゆ。一瞬にして)雲霧晦冥(かいめい。暗闇になること)飛去。王薨」(五行説では、五龍の黒龍は水に当てられており、五方では北の方角を指す。黒龍が漢江に出現して、毗有王を「晦冥」、即ち、北方の死者の世界へ連れ去ったとするストーリーであろうか。毗有王薨去の凶兆として演出された事象である。ただ、この場合、「見」の主語は何であろうか。誰が見たのであろうか。この記事の編纂者ではない。その直前の文である「獵於漢山」の主語は毗有王である。可能性としては、黒龍、毗有王、衆人、伝聞記事の何れかである。毗有王は、死の半年前迄、

元気に狩猟をしていたので、彼の死因は病死ではないのかもしれない。突然死、不審死と言うことであろうか)

(78) 第三、蓋鹵(近蓋婁)王14年(468)10月癸酉朔:「日有食之」(この日食記事は、百済国と南朝宋との冊封関係、及び新羅国、倭国ラインに加え、百済国が、高句麗国への一定の影響力を保持した北魏への接触を図ろうとしていたことに対する警鐘としての天文変異か)

(79) 第四、文周(汶洲)王3年(477)5月:「黒龍見熊津」〔高句麗国に依って旧都漢城は陥落し(475年)、百済国の都は漢城南方の熊津(忠清南道公州市)へ移動した。その熊津に於いても、黒龍が出現したとする記事である。五行説では、五龍の黒龍は水に当てられており、五方では北の方角を指す。高句麗国に依る、より一層の南進を警告したものとして見做された事象であろうか。尚、毗有王29年9月条にも、「黒龍見漢江。須臾(しゅゆ。一瞬にして)雲霧晦冥(かいめい。暗闇になること)飛去。王薨」とする記事が記されており、漢江に黒龍が出現した直後に、毗有王は薨去している。文周(汶洲)王の事例に在っても、翌4年条には、「秋八月。兵官佐平解仇擅權亂法。有無君之心。王不能制。九月。王出獵宿於外。解仇使盜害之。遂薨」とあり、兵官佐平の地位に在った解仇に依る専横な振る舞いが止まることなく、遂に文周(汶洲)王はその出獵中に、解仇が雇った盜賊の手に依り、暗殺されるのである。その意味に於いて、黒龍とは黄泉の国よりの使者であることが出来、王を天上界へと連れ去ろうとするものであったとすることが出来るであろう。「無君之心」とは、實力次第、下克上、と言うことなのであるか。何れの場合にも、この出来事は凶兆として位置付けられた存在である〕

(80) 第四、三斤(壬乞)王2年(478)3月己酉朔:「日有食之」〔三斤(壬乞)王2年春条に、「佐平解仇與恩率燕信聚衆據大豆城叛。王命佐平眞男。以兵二千討之。不克。更命德率眞老。帥精兵五百。擊殺解仇。燕信奔高句麗。收其妻子。斬

於熊津市」と記録された如く、實力者であった兵官佐平の解仇は、恩率であった燕信と共に、大豆城に籠り、王へ反旗を翻したものの、三斤(壬乞)王の意向に依り、德率の眞老が擊殺したのであった。これは、解仇亡き後に於ける不安定な政情を予兆した日食記事であった可能性がある。貴族連合に依る国家運営体制の危うさを示唆した凶兆記事であろうか〕

(81) 第四、東城王牟大(摩牟)5年(483):「春。王以獵出至漢山城。撫問軍民。浹(めぐり)旬乃還。夏四月。獵於熊津北獲神鹿」〔東城王牟大(摩牟)に依る出獵記事。王の出獵目的が「軍民」に対する「撫問」にあったこと、即ち、それに軍事演習的側面があったこと、及び、自らの施政の正当性を、「神鹿」等の神使捕獲を以って証明することであったことが窺える。始祖溫祚王に於ける「神鹿」捕獲の故事、吉祥出現を意識したものであろうか〕

(82) 第四、東城王牟大(摩牟)11年:「秋。大有年(穀物、稻)。國南海村人獻合穎禾(えいか。稻と粟)。冬十月。王設壇祭天地。十一月。宴羣臣於南堂」〔豊作の年であったらしく、国南に在った沿岸部の人々迄が、王家へ「穎禾」を献納するのであった。東城王牟大(摩牟)が壇を設けて天地を祭ったのは、そうした豊年満作を受け、天神地祇への謝意を示そうとしたものであろうか。「宴羣臣於南堂」とした群臣への賜宴は、「王設壇祭天地」と一体となった儀礼であろうか。これは、日本朝廷に於ける「豊明節会(とよのあかりのせちえ)」に相当する、収穫祭であろうか。豊明(宴の意)節会は、その直前に執行される新嘗祭・大嘗祭に際して開催された饗宴であり、新穀供御の神事、親祭でもあった。即ち、天皇自らが新穀を食し、それを群臣へも賜ったものである。天皇が新穀を食する意義は、穀霊との一体化を図る意味もあったことが想定される。当該記事に記された「南」の方角性には、天子南面思想、五行説に於ける五方の南が五行の火に配されることとの関連性が想起される。百済王権が南志向であったとす

ることが出来るのかもしれない]

(83) 第四、東城王牟大(摩牟) 17年:「夏五月甲戌朔。日有食之。秋八月。高句麗來圍雉壤城。王遣使新羅請救。羅王命將軍德智帥兵救之。麗兵退歸」(日食記事は、「高句麗來圍雉壤城」の凶兆として出現したものであろうが、結果として、百濟国と新羅国との同盟関係に依り、新羅国よりの將軍德智の派遣を以って、高句麗兵を退却させることに成功していた。その意味に於いては、当該日食記事が、必ずしも凶兆とはなっていない)

(84) 第四、東城王牟大(摩牟) 22年:「春。起臨流閣於宮東。高五丈。又穿池養奇禽。諫臣抗疏(そ)。不報。恐有復諫者、閉宮門。論曰。良藥苦口。利於病。忠言逆(さからう)耳、利於行。是以古之明君。虛己問政。和顏受諫。猶恐人之不言。懸敢諫之鼓。立誹謗之木而不已(やむ)。今牟大王諫書上而不省。復閉門以拒之。莊子(そうじ)曰。見過不更。聞諫愈(いよいよ)甚。謂之狼(かむ、もとる)。其牟大王之謂乎。夏四月。田(獵)於牛頭城。遇雨霰乃止。五月。旱。王與左右(側近)宴臨流閣。終夜極歡」〔東城王牟大(摩牟)に依る政事や、忠臣よりの諫言(かんげん)を顧みない姿勢を表現したものである。東城王牟大(摩牟)は、宮廷の東側に臨流閣を建て、池を設けて奇禽を飼育した。奇禽とはどのような鳥類であろうか。韓半島以外の地域より収集されたものであろうが、余り飛ぶことが得意ではない水鳥であった可能性があろう。5月には、王は旱害の発生を顧みること無く、新造された臨流閣に於いて、側近等と共に、終夜に及ぶ宴を催し、その有り様は「極歡」であったとする。それに対して、王は諫臣よりの諫言に耳を傾けることは無く、宮門を閉ざしたのであった。東城王牟大(摩牟)に依る、民政を顧みない治世の末期的な状況を、中国戦国時代に於ける道家の思想家、莊子(莊周)の言をも借りながら、揶揄している。4月条に記される、王の田獵時に於ける雨霰と、5月の旱とは、夫々が対極の事象に位置し、対応関係にあるものと考えられる。翌年12月、東城王牟大(摩牟)が刺傷

が原因で薨去をする凶兆としての自然現象である〕

(85) 第四、東城王牟大(摩牟) 23年:「春正月。王都老嫗(おう。老女)化狐(きつね)而去。二虎鬪於南山。捕之不得。三月。降霜害麥。夏五月。不雨至秋。七月。設柵於炭峴。以備新羅。八月。築加林城。以衛士佐平苜加鎮之。冬十月。獵於泗泚東原。十一月。獵於熊川北原。又田於泗泚西原。阻大雪。宿於馬浦村。初王以苜加鎮加林城。加不欲往。辭以疾。王不許。是以怨王。至是使人刺王。至十二月乃薨」〔王都であった熊津に於いて、老女が狐と化し、南山では2頭の虎が争い、捕獲することも出来なかったとする。この「二虎」とは、東城王牟大(摩牟)と、衛士佐平の苜加とを指しているものと推測される。ところで、始祖溫祚王13年(紀元前6)条には、「春二月。王都老嫗(ろうおう。老女)化爲男。五虎入城。王母薨。年六十一歳。夏五月。王謂臣下曰。國家東有樂浪。北有靺鞨。侵軼(いつ。すぎる)疆境(きょうきょう。辺境)。少有寧日。况今妖祥屢見。國母棄養。勢不自安。必將遷國。予昨出巡觀漢水之南。土壤膏腴(こうゆ。地味が肥えている)。宜都於彼、以圖久安之計。秋七月。就漢山下立柵。移慰禮城民戶。八月。遣使馬韓。告遷都。遂畫定疆(きょう。境界)場。北至淇河。南限熊川。西窮大海。東極走壤。九月。立城闕(じょうけつ。宮城)」と記される。「老嫗化爲男。五虎入城。王母薨」記事では、老嫗→男へ、五匹の虎〔アムールトラ(虎)、ヒョウ(豹)等の大型ネコ科動物か〕→入城、の結果として「王母薨」が位置付けられており、これらの事象は凶兆としての位置付けである。王都に於ける「老嫗」の出現とその変身は、百濟国の直面している重大事態の存在を示唆、暗示した表現法である。それらは、東城王牟大(摩牟)の場合には、王の失政と家臣に依る暗殺であり、始祖溫祚王の事例に在っては、遷都である。「虎」とは、王自身のことである。ここで出現する「老嫗」とは、仮の姿をとった神仏の地上への出現、即ち、「影向(ようごう)」であるものと考えられ、それ故、場面設定、見る人間に合

わせて狐となったり、男となったりするのである。これは、国難出来に際した事象として位置付けられるであろう。3月条にある「降霜害麥」の遅霜は冬小麦（秋蒔き栽培）にダメージを与え、5月条の「不雨至秋」では、水稻耕作に被害を発生させていた可能性が大きい。「降霜」、「不雨」、「大雪」の自然災害は、王の薨去を暗示した事象として配置されたものと推測される。更に、東城王牟大（摩牟）23年条に記載されていた、南、及び、東、北、西の方向性とは、災異の齎される方角観を表現したものであった可能性がある。「狐」（戌）、「虎」、「馬」の動物表現も、方角性との関係の中で考慮をすべきであるのかもしれない。王が10月～11月にかけて実施した田獵も、夫々の方角を封ずる意味合いを持っていたことが想定されるのである。「妖祥」観の存在である。結果として、東城王牟大（摩牟）は、加林城將を巡り、衛士佐平の苜加が疾病を理由に赴任を辞退したものの、王がこれを許さなかった為、怒った苜加が送った刺客に依り殺害されるのであった。尚、源順撰に拘わる日本最初の分類体百科辞典である、「二十卷本 倭名類聚鈔 卷第十八」（930年代の成立）の「毛群部第二十九 毛群類第二百三十三」に依れば、「狐」とは、「孫愔切韻云、狐能爲妖恠、至百歲、化爲女也」、としている。ここでは、隋代の陸法言等に依る「切韻」を改訂増補した「唐韻」（孫愔編）よりの引用説明を行ない、狐は妖怪であり、100歳を過ぎると女性に化ける、とした中国に於ける伝承を載せている。こうした対狐観は、韓半島經由で日本へと齎されていた可能性が濃厚であることより、西暦500年頃の百濟領域に於いては、既に一般化していたことが類推される。「老嫗化狐而去」とした記述よりは、そうした中国思想の強い影響を読み取ることも出来得るであろう]

(86) 第四、武寧王斯摩（隆）2年（503）：「春。民饑且疫。冬十一月。遣兵侵高句麗邊境」〔「民饑」の原因は、東城王牟大（摩牟）23年条にある「3月。降霜害麥。夏五月。不雨至秋」の気象災害に端を発し、翌年の武寧王斯摩（隆）元年に出来した、

「春正月。佐平苜加據加林城叛。王帥兵馬至牛頭城。命扞率解明討之。苜加出降。王斬之、投於白江」とする、衛士佐平の苜加に依る謀叛鎮圧に伴う徵發等で、人民へ過大な負担が発生した為であろうか。武寧王斯摩（隆）元年秋に収穫された米の収穫量が不足していた、又、多くが兵糧米として徵發されていたことも想定されるであろう。春先に於ける疫病の発生は、「咳嗽（がいそう）」、つまり、インフルエンザの流行であろうか]

(87) 第四、武寧王斯摩（隆）6年：「春。大疫。三月至五月。不雨、川澤竭。民饑。發倉賑救。秋七月。靺鞨來侵破高木城。殺虜六百餘人」〔春先に於ける疫病流行は、前年秋よりの高温状態や、米の収穫量不足等が要因となって発生することが多い。それと共に、戦乱発生に伴う、人民への賦課があれば尚更のことである。「三月至五月。不雨、川澤竭」現象は、冬小麦（秋蒔き栽培）にとっても、水稻耕作にとってもダメージとなる。当該「民饑。發倉賑救」は、前年秋に於ける米の不作等に依るものであろう。これらの災異は、「靺鞨來侵破高木城。殺虜六百餘人」の軍事的な出来事の凶兆として位置付けられた事象であろう]

(88) 第四、武寧王斯摩（隆）16年3月戊辰朔：「日有食之」（日食の記事。当該記事の前後には、この天文現象に対応する事象は見当たらない）

(89) 第四、聖王明穰10年（532）7月：「星隕如雨」〔天文現象としては、強い活動を伴った流星群の出現であろうが、凶兆である。これより3年前の聖王明穰7年10月条には、「高句麗王興安躬（みずから）帥兵馬來侵。拔北鄙穴城。命佐平燕謨。領歩騎三萬。拒戰於五穀之原。不克。死者二千餘人」とあって、高句麗国の安臧王は突如として百濟国の北辺域を侵し、これに対して、百濟側は五穀之原に於ける戦闘で戦死者2千人の大被害を被っていたのである。これ以降、百濟国は、外交方針の大きな転換、又、遷都、国号変更等をせざるを得なくなり、当該「星隕如雨」事象は、その意味に於いて、百濟国にとっては、大凶兆であると言うことが言えるであろう]

(90) 第四、聖王明穠 12 年：「春三月。遣使入梁朝貢。夏四月丁卯。熒惑(けいこく。火星)犯南斗」〔熒惑犯南斗〕は、火星が南斗六星の領域へ侵入したとする記事。火星は日本では「災星(わざわいぼし)」、「炎星(ほのおぼし)」等と呼ばれることもあり、不吉な存在であるとされる。「遣使入梁朝貢」の外交政策を「熒惑(梁)犯南斗(百濟国)」に当てている可能性もあり、又、熒惑は赤っぽく、不気味な色彩であることから、血や抗争を想起させる存在であり、高句麗国を示唆し、南斗は百濟国を指し示しているものかもしれない。南斗六星は、二十八宿に於いては北方玄武に当てられる斗宿に該当する。いて座の 6 星である、 ζ - τ - σ - φ - λ - μ 、は四角形の部分を箕星(みぼし)と呼ぶこともある。聖王(明穠) 16 年条に記される、「春。移都於泗泚。一名所夫里。國號南扶餘」記事は、「熒惑犯南斗」事象に依り示唆された出来事であろう)

(91) 第四、聖王明穠 25 年正月己亥朔：「日有食之」(当該日食記事は、翌年正月条に記される、「高句麗王平成(陽原王)與濊謀。攻漢北獨山城」の凶兆としての天文災異であろう)

(92) 第五、威徳王昌 6 年(559) 5 月丙辰朔：「日有食之」(日食記事であるが、威徳王昌 8 年 7 月条に記される、「遣兵侵掠新羅邊境。羅兵出擊敗之。死者一千餘人」とした、对新羅戦大敗北、大被害出来の凶兆であろう)

(93) 第五、威徳王昌 19 年 9 月庚子朔：「日有食之」〔日食記事。威徳王昌は、同 8 年 7 月条に記される、「遣兵侵掠新羅邊境。羅兵出擊敗之。死者一千餘人」とした、对新羅戦大敗北、大被害出来以来、对新羅国、对高句麗国政策の方針転換を行なったらしく、当時、中国大陆に割拠していた諸王権との結び付きを強化しようとしたのである。それらは、北齊、北周、南朝の陳、そして、久しぶりの統一政権となる、北周由来の隋等であり、夫々の王権に朝貢して冊封を受け、高句麗国や新羅国への牽制策としたのであろう。そうした威徳王昌に依る対外政策の行方を占ったのが、当該日食記事であった可能性がある。事実、同 24 年 7

月には「遣使入陳朝貢」するが、同 10 月には「新羅西邊州郡」へ侵攻するものの、新羅国の伊滄世宗に依り撃破される。この对新羅敗戦を受けて、翌月には初めて西方の宇文周(うぶんしゅう。北周。都は長安)へ朝貢を行ない、翌 25 年にも宇文周へ朝貢を実施すると言った具合であった]

(94) 第五、威徳王昌 26 年：「冬十月。長星竟(おえる、つきる、わたる、きわめる)天。二十日而滅。地震」〔長星〕は、ほうき星、流星、彗星か。「新羅本紀」祇摩尼師今 17 年(128)条には、「秋八月。長星竟天。冬十月。國東地震。十一月。雷」と記され、「長星竟天」現象が同年 10 月条にある、「國東地震」の凶兆として位置付けられた天文現象記事として掲載されている。この威徳王昌 26 年条記事に於ける天文現象も、その 20 日後以降に発生していた地震の凶兆として描写された天文災異として、認識されていたことが想定される。そして、長星の尽きる、見えなくなった地点や方向に於いて、地の災異としての地震が発生するとした思考が存在したものであろうか。「天地の連続性認識」が存在していた可能性がある]

(95) 第五、威徳王昌 39 年 7 月壬申晦：「日有食之」〔当該日食記事も、威徳王昌に依る対外政策の行方を占った天文事象か。同 36 年条には、「隋平陳。(中略)遣使奉表賀平陳。高祖善之。下詔曰。(中略)自今已後。不須年別入貢。朕亦不遣使往。王宜知之」とあり、南朝の陳を平定した隋の高祖(楊堅、文帝)に対して、中国統一を祝う遣使を行ない、そのことを喜んだ文帝よりは、毎年の入貢と隋使派遣とを免除される特典を得たのである]

(96) 第五、威徳王昌 41 年 11 月癸未：「星孛于角亢(かくこう)」〔彗星が二十八宿の角宿と亢宿の領域へ侵入したとする天文記事。凶兆としての位置付けであろう。両者共に東方青龍に当てられるが、角宿はおとめ座、かみのけ座、うみへび座、ケンタウルス座に該当し、亢宿はおとめ座、うしかい座、おおかみ座、ケンタウルス座、てんびん座に該当する。威徳王昌 45 年 9 月条には、「王使長史王辯那入隋朝獻。王聞隋興遼東之役。遣使

奉表請爲軍道」と記されている。隋は、「高句麗不供職貢(しょくこう。中央政府に対する献納品)」を理由として、高句麗国を討伐したが、高句麗が恭順の意を示した為にこれを許した。百済国はそこに付け入り、再度、隋が高句麗国へ出兵する際には、軍道を提供すると申し出たのである。そのことを察知した高句麗国は、百済国に対して、「以兵侵掠國境」したのであった。当該「星孛于角亢」記事は、百済国が隋と結び、高句麗国の背後を突こうとした外交政策に対して、警告を行なった天文現象として記載されていた可能性がある。威徳王昌自身も、高句麗国より攻撃を受けた直後に薨去をするのである。そのこと自体も又、当該彗星の角宿、亢宿領域へ侵入の結果であると見做すことが出来る]

(97) 第五、法王宣(孝順)元年(599)12月:「下令禁殺生。收民家所養鷹鷄(はいたか。タカ目タカ科の鳥)放之。漁獵之具焚之」〔法王宣(孝順)が発した殺生に対する禁止令記事。その対象は、鷹や鷄の鳥類、及び、魚類である。その目的は不明であるものの、翌年正月条に記される、大旱の災害発生と関連したものであった可能性がある。鳥類は天(降水)の支配者であり、魚類は水中の支配者である。何れも、「水」に関わる生き物であるとして、認識をされていたのであろう〕

(98) 第五、武王璋9年(608)3月:「遣使入隋朝貢。隋文林郎裴清(裴世清)奉使倭國。經我國南路」〔武王璋は隋へ朝貢を行ない、隋は文林郎であった裴世清を百済国の南路経由で倭国へ派遣をした。これは、百済国の周旋に依るものであった可能性も排除することが出来ない。隋よりの使者裴世清が辿ったとする南路とは、後の遣唐使船が航行した北路に当たるものであろう。遣唐使船の採用した南路ではないものと考えられる。文林郎は散官であり、尚且つ、低位の役職ではあったものの、隋の官吏を百済国経由で倭国へ派遣すること自体に意義があったのである。「日本書紀卷十九 欽明天皇」欽明天皇31年(570)4月甲申朔乙酉条に依れば、「越人江淳臣(ヌノラム)

裙(裾)代(モシロ)詣京奏曰。高麗(コマ)使人(ツカヒ)辛苦(タシナミテ)風浪迷失浦津(トマリ)。任水漂流(タタヨハセテ)。忽到着岸(ホトリ)。郡司隱匿。故臣顯奏。詔曰。朕承帝業若干年。高麗迷路始到越岸。雖苦漂溺。尚全性命。豈非微猷(ヨキノリ)広被。至(イキ)勢徳魏魏(サカリニオホキニ)。仁化(メグミノミチ)傍(アマネク)通。洪恩蕩蕩(ヒロクトラキニ)者哉」と記され、高句麗国より日本へ派遣された使者が、日本海を漂流した末に、倭国の越国(こしのくに。北陸地方、新潟県域)の海岸に漂着したというのである。当該「百済本紀」の記事の38年前の出来事である。何故か、地元の郡司(越郡司道君か)は彼らを隠匿していたのだが、越人江淳臣裙(裾)代に依ってそのことが都へと報告され、そのことは時の欽明天皇が知るところとなった。郡司、つまり、当地の首長は高句麗使節が、ヤマト王権と接触することを阻んだ可能性もあろう。彼らは、自らが倭国を代表する地位にあることを、使節等に対して言語や態度、饗応等で示したのではないであろうか。そうであるとするならば、6世紀段階に入っても尚、ヤマト王権勢力の北陸地方への浸透力もかなり微妙であると言わざるを得ないのかもしれない。「詣京奏曰」、「郡司」、「帝」等と言った記載、そして、朝廷が都より担当官人を地方へ派遣して、発生した問題の処理に当たらせる、という発想自体は、聊か後の律令制度導入以後に於ける、中央集権国家的な考え方であって、換言するならば、征服者としてのヤマト王権側よりの視角であり、570年当時の、越国に於ける常識ではなかった可能性もある。越国地域が、前代よりの強力な自立的志向性を相変わらず引きずっていた結果が、「日本書紀」に於ける、こうした記述に繋がっていたことも類推されるのである。当該高麗使人が、当初から越国を最終投錨地として船出していたのか、否かも不明であるが、ヤマト政権、越国に対して何らかの意思(正式な形式を以っての国交の樹立や、中国風な思考に基づいた国家間交渉の開始か)を伝達する為に来日したも

のであって、交易が目的の航海ではなかった様である。因みに、王辰爾（おうしんに）に依る「烏羽之表」の話題も、この時の外交エピソードであるとされているのである。後に、これが高句麗国から齎された正式な国書であるとされて、両国の国交が開かれたとする。通常、日本と韓半島との通交は、畿内⇄瀬戸内海⇄筑紫、大宰府⇄壱岐、対馬経由という、比較的外海を運航する距離が短くて済むルートを使用して行なわれていたから（これが日本の王権に依る指示されたルートであったことより）、高句麗国より、直接、日本海を挟んで越国へ着岸したのには、何か特別な理由が存在していた筈である。⁽²⁵⁾それが、先の「我國南路」の存在であったのかもしれない。高句麗国は、「我國南路」の存在を無力化し、倭国の裏口に直接乗り入れる、唯一の経路を開発したということが出来るのかもしれない。倭国側にしても、大陸の王権に対する強力な足掛かりを得たという点に於いては、これが韓半島より齎された災異であるとのみ、見ることの出来ない立場に追い遣られたとすることも出来るであろう]

(99) 第五、武王璋41年：「春正月。星孛于西北。二月。遣子弟於唐。請入國學」〔「星孛于西北」の天文現象は、直接的には「遣子弟於唐。請入國學」とした、子弟の唐留学（国子学・大学）と対応関係にあるものと推測される。百濟国にとっての西北方向は唐に当たる。その意味に於いては、吉兆とも受け取ることが出来るが、翌年3月条に記される「王薨」記事の凶兆であるとする事も出来る。韓半島に対する、唐の強大な影響力への懸念と、そこへの政治、文化的依存と言う葛藤の表出であろうか]

(100) 第六、義慈王2年（642）2月：「王巡撫州郡。慮囚。除死罪皆原之」（義慈王の代替わりに依る巡撫記事である。又、死罪等の重罪者を除き、罪人へ恩赦を与えた措置である。当該「巡撫州郡」と「慮囚」行為とは、新王の即位と言う慶事に因むものであり、自然災害発生後に行なわれる赦免とは、その実施動機が異なる）

(101) 第六、義慈王15年：「春二月。修太子宮極侈麗（しれい。美しく立派）。立望海亭於王宮南。夏五月。駢（せい。赤い、赤黄色の毛の馬）馬入北岳烏含寺。鳴匝（めぐる）佛宇。數日死。秋七月。重修馬川城。八月。王與高句麗靺鞨攻破新羅三十餘城。新羅王金春秋遣使朝唐。表稱百濟與高句麗靺鞨侵我北界、沒三十餘城」（赤黄色の毛色を持った馬が、北岳にある烏含寺内へ侵入し、数日後に死んだとする記事。これ以降、百濟国滅亡に至る迄、「赤」色に関わる表現法が散見する。血や戦乱、滅亡を示唆しようとしたものであろう。当該記事は、国の滅亡が近づく中に在って、義慈王に依る国家財政を顧みない贅沢な施設の造営事業に対する、動物を使用した批判として描写されたものであろうか。更に、高句麗国・靺鞨と結んだ対新羅攻略の成功に依る義慈王の驕りに対して、警告を発したものであろう）

(102) 第六、義慈王19年：「春二月。①衆狐入宮中。一白狐坐上佐平書案。夏四月。②太子宮雌鷄與小雀交。遣將侵攻新羅獨山、桐岑二城。五月。③王都西南泗泚河大魚出死。長三丈。秋八月。④有女屍（し、かばね、しかばね）浮生草津。長十八尺。九月。⑤宮中槐樹鳴如人哭（なく）聲。⑥夜鬼哭於宮南路」〔百濟国滅亡へ向けた様々な変異の発生記事である。①多くの狐が宮中へ侵入し、その内、一匹の「白狐」が佐平（第一等官位）叙任の辞令の上に坐した。これは、義慈王17年正月条に記された、「拜王庶子四十一人爲佐平。各賜食邑」記事を受けての、動物を使用した形での批判記事であるものと推測される。動物に批判者を置き換えたものである。即ち、義慈王の庶子（嫡子以外の子）41人が同時に佐平に叙任された上、食邑（しょくゆう。知行所、領地）をも賜与されるという異常事態（乱れた政治、不公平な行ない）に対して、その「佐平書案」の上に白狐が座る⇒踏み付ける、ことで、それを非難したものであろう。「衆狐入宮中」は、「王庶子四十一人爲佐平」に対応したものと考えられる。白色は、通常、吉祥色であるが、この場合には、佐平叙任という慶

事を暗に皮肉ったものであろう。②太子宮に於いて雌(めす)鶏が小雀と交配したとする記事である。これは、義慈王15年2月条に記された、「修太子宮極侈麗(しれい。美しく立派)」記事を受けての、動物を主語に据えた批判記事であろう。権力や、国庫を私の利益の為に供し、恣(ほしいまま)に使用した王権に対する非難である。③王都西南の泗泚河に於いて、長さ三丈に及ぶ大魚が死んで浮き上がったとする記事である。西南の方角性認識とは、白江(錦江)、及び、その河口部である白村江、延いては、倭国をも想起させ得るものであろう。つまり、百済国滅亡後に於いてそこで戦われた、白村江の戦い(663年)を示唆した編纂内容である。長さ三丈(丈は尺の10倍。約11メートル強)に及ぶ大魚とは、鯰(ナマズ目の淡水魚)であろうか。④女性の遺体が草津に在ったとする記事である。長さ(身長)が十八尺(約6メートル)あったとすることより、人間ではない。やはり、鯰やアシカ、アザラシ、イルカ等の水生動物であろうか。草津とは、繁みになった河川敷のことか。「浮生(ふせい、ふしょう)」の語には、はかない人生、はかない世、仮の世等といった語義がある。それに加えて、女屍の語よりは、後掲写真の如く、落花岩より身を投じた官女の存在が想起される。扶余に在る扶蘇山城は百済宮廷の離宮である。660年7月頃、百済国は唐・新羅国の連合軍との戦闘に敗北し、滅亡する。その際、百済宮廷五官にいた、約3,000人余の官女達は屈辱を避ける為、扶蘇山城の北端、落花岩より下を流れる白江へと身を投げたとする所伝が残される。女屍とは、そうしたはかない官女達のことを示唆した表現法であろうか。長さ十八尺という、あり得ない身長とは、落花岩より投身自殺をした官女の人数の多さの反映であったものと推測される。⑤宮中に植栽されていた「槐(えんじゅ。中国原産のマメ科落葉高木)樹」が、人の様に大きな泣き声をあげて、音声を発したとする記事である。百済宮廷の終焉が迫っている様態を、そこに植えられていた槐に依る音声で警告し

たとする編纂意図であろう。この場合にも、樹木を人に準えて表現したものであろう。「槐樹」に纏わるエピソードとしては、多婁王21年(48)条に「春二月。宮中大槐樹自枯。三月。左輔屹于卒。王哭之哀」とする記事が掲載される。「宮中大槐樹」は、当時左輔(宰相)であった「屹于」に準えた表現法であろう。「自枯」は「卒」に対応させた表現法である。槐の豆果は秋になると、数珠の様な形になることより、寺の庭園樹として植栽されることがある。仏教との関連性を想起させる記事である。「左輔屹于」は、多婁王に依る信任が厚かったらしく、多婁王7年2月には、右輔解婁が死去したことを以って、「東部屹于」を右輔とし、同10年10月には、左輔となっている。それ故の、「宮中大槐樹」であり、王も「哭之哀」したのであろう。「槐樹」とは、百済宮廷に在っては、古来、柱石として見做されていたことが窺われるのである。それが人の様に大きな泣き声をあげたことは、百済宮廷に重大な危機が迫っていることの警鐘であろう。⑥夜間に鬼が宮廷の南路で哭いたとする記事である。「哭」の語には、人の死を悼んで大声で泣くとした語義もあることより、これもやはり、百済宮廷の人々の死を予感させる表現法である。又、「鬼哭(きこく)」には、浮かばれない靈魂が、この世への恨めしさの余りに泣くことや、その音声と言った意味もあることから、この後百済国と共に運命を共にする人々の存在を示唆する表現法でもあろう]

(103) 第六、義慈王20年：「春二月。①王都井水血色。②西海濱小魚出死。百姓食之不能盡(つきる)。③泗泚河水赤如血色。夏四月。④蝦蟇(がま。ひきがえる)數萬集於樹上。⑤王都市人無故驚走。如有捕捉者。僵(たおれ)仆(ふす)而死百餘人。亡失財物不可數。五月。⑥風雨暴至。⑦震天王、道讓二寺塔。又震白石寺講堂。⑧玄雲如龍。東西相鬪於空中。六月。⑨王興寺衆僧皆見若有船楫(かじ。舵)隨大水入寺門。⑩有一犬狀如野鹿。自西至泗泚河岸。向王宮吠之。俄而不知所去。王都羣犬集於路上。或吠或哭。移時即散。⑪有一鬼

入宮中。大呼百濟亡、百濟亡。即入地。王恠之。使人掘地。深三尺許。有一龜。其背有文。曰。百濟同月輪。新羅如月新。王問之巫者。曰。同月輪者滿也。滿則虧(かく。欠ける)。如月新者未滿也。未滿則漸盈(みちる)。王怒殺之。或曰。同月輪者盛也。如月新者微也。意者國家盛而新羅寢(やや。少し)微者乎。王喜」[前年条に続き、百濟国滅亡へ向けた様々な変異の発生記事である。①王都であった泗沘の井水の色が血色に変わったとする記事である。少雨に依る、地下水位の低下に伴う現象であった可能性があろう。但し、百濟国滅亡の最終警告として位置付けられた事象であらう。②赤潮、青潮、海水温の急激な上昇、又は、下降に伴う、温度順応不適合、海中の酸素欠乏等の理由に依り、沿岸に生息する小魚類が大量死したのか。百姓等はそれらの打ち上げられた小魚を食したとしている。その背景には、恒常的な食糧不足の事情が有ったものであろうか。「西海濱」の地名よりは、百濟国滅亡後に於いてそこで戦われた、白村江の戦い(663年)を示唆した編纂内容であるとする事も出来る。「小魚出死」とは、唐・新羅国連合軍に対し、百濟復興軍・倭国連合軍側(小魚)の大敗を予兆させる事象である。③泗沘河の水が血色の如く、赤く染まったとする記事である。その原因としては、赤潮、大雨や土砂崩れに依り、上流部から大量の赤土が流入した等が考慮される。やはり、当該現象も百濟国滅亡の最終警告として位置付けられた事象であらう。①、②、③の現象には関連性が認められ、同じ原因に依り発生していた可能性がある。④蝦蟇が産卵(多くの蛙は、真冬～初夏にかけての時期に産卵を行なう。但し、ヒキガエル類は気候に依る地域差が大きい)の為、又、降雨の前兆現象としての気圧低下、湿度上昇等、雨を察知して集団で樹木の上部へと移動した現象であるものと推測される。これも、動物の行動を人間に準え、これから起こる百濟領民の混乱や、戦乱よりの避難と言った事象を予兆した記事であらう。⑤の現象は、集団ヒステリー、パニックであらうか。個人レベル、

集団レベルでの不安感や恐怖心に基づく混乱、錯乱と、それが表出した形での突発的な暴発行動(恐慌)であらう。症状としては、痙攣(けいれん)や失神、呼吸困難等を伴なうとされる。こうした精神症状が、他の集団構成員へと次々に伝播して行くという特徴がある。ここでは、死者が100人程度発生したとしていることより、かなり混乱規模が大きく、又、深刻な状態であったことが窺われる。そこでは、治安官吏よりの暴行行為、集団構成員同士の暴行行為等も発生していた可能性があらう。当該集団ヒステリー、パニックの直接的な原因は、①～④の可視的な現象(変異)であらうか。そして、「亡失財物不可數」としていることより、どさくさに紛れての暴行行為、略奪行為が存在したことも想定される。以上の④と⑤とは、行動としての関連性があるものと考えられる。⑥はその発生時期が5月であることより、台風の通過に伴う暴風雨であらうか。⑦当該「震」表現法は、実際の揺れや、地震では無かったものと推測される。「震」表現法は、古来、凶兆としての運用法が為されて来た。今後に於いて起こり得る凶事に対する警鐘としての位置付けである。取り分け、国家と密接な関係にあった寺院の塔の震動に就いては、国家的災異発生との関連性が濃厚であった。ここで記された天王寺、道讓寺、白石寺に於ける震動現象とは、国家的災異(国家の終焉)の発生を、鳴動と言う形式で以って、警告したものである。⑧龍体の如き玄雲(黒雲)が、空中に於いて東西方向より格闘をしたと見做された記事である。五行説に依れば、五色の玄(黒)は五行の水に当てられ、五方では北に当たる。即ち、玄雲(黒雲)とは五龍で言う処の黒龍である。それは、一方では暗雲であることをも意味し、百濟国の終焉の近いことを表現しているものと考えられる。東西方向とは、新羅国と唐との連携を示唆し、北の方角性とは、結果的には唐に依る高句麗国制圧の犠牲となった百濟国にとっての高句麗国や、その唐自体をも表現したものであつたのであらう。龍の存在とは、「水」の置き換えでもあることより、

当該記事は、①、②、③、⑥事象の延長線上に設定されていたことも考慮されるのである。⑨船楫が大水に従いながら、王興寺〔法王宣（孝順）2年（600）正月条に「創王興寺。度僧三十人」とある。それに先立つ577年2月に百済王の発願に依って創建したとされる。日本最古の仏教寺院であるとされる、奈良県明日香村所在の飛鳥寺の原型となった可能性が指摘される⁽²⁶⁾〕の寺門へ侵入して来たとするものである。船楫の語とは、王興寺が百済国の方向性を決める重要な施設、人物、手法であることを示唆し、警告したものであろうか。百済王家とも関係深い王興寺の多くの僧に、今の義慈王に依る施策の大幅な変更をさせようとしたものであろう。尚、⑧（空中）と⑨（地上）とは、「水」の存在を媒介として、関連付けられていた可能性がある。又、⑦と⑨とは、仏教寺院内に於ける災異として描写される。⑩動物を人間（民衆）に準えた表現法であるものと推測される。「有一犬状如野鹿」とは、始祖温祚王条に於いて記された「神鹿」出現の故事との対照の中で考慮をするべきであろう。つまり、百済国の建国神話に出現した「神鹿」が、時間経過と共に「一犬」に迄、成り下がってしまったとする認識である。国運の衰亡を表わしたものであろう。先に、始祖温祚王が「神鹿」を獵獲したのは、国の始まりの吉兆として演出されたものであろう、と指摘をした。ここでは、それが犬に姿を変えて出現し、凶兆を演出するのである。「自西至泗泚河岸。向王宮吠之」は、西の方角、つまり、唐より百済国へ対する最後通牒として解釈することが出来得る。「泗泚河岸」とした「水」に関わる表現法よりは、後の白村江の戦いを想起させる。「羣犬」とは民衆の置き換え表現法であり、「或吠或哭」は義慈王に依る治世への抗議であろう。当該記事は、⑤記事との関連性の中で検討をしなければならない。⑪「有一鬼入宮中。大呼百済亡、百済亡」とは、百済国の置かれている、対国内情勢、対国外情勢、又、百済国滅亡を真に受けない百済宮廷内の人々に対する、鬼に依る最終警告であろう。所謂、「灯

台下暗し」に対する警告である。元来、「鬼（神）」の思想は中国より伝播したものである。百済の宮中へ侵入した「一鬼」は、深さ約三尺の地中で「一龜」へと姿を変えている。その甲羅には文が記されており、義慈王はそれを巫者へ占わせた。その結果に激怒した王が「一龜」を殺したのは、王の狂暴さを表現したのもであらうが、そのことは又、政権（王朝）交代の理論ともなり得るものであった。倭国に於いて、悪逆非道の行為を為したとされる武烈天皇より、次の継体天皇への政権（王朝）交代が想起される事例でもある。龜は、韓半島に於いても、龜趺（きふ。石碑等の台座に用いられる亀形の石）としても使用される等、社会的な地位や、官僚制的身分秩序を示す標識としても使用された。但し、龜趺自体は中国（発祥は後漢期であるとされる）より伝播した習慣である。五行説に依れば、五獣の玄武は五虫の介（龜）に当てられており、四神としての玄武は、通常、龜の姿に描かれることが多い。古代の中国に於いては、龜は長寿や不死を表わし、蛇（龍）は子孫繁栄の象徴として見られ、陰陽調和の典型として在ったのである。玄龍と龜の異変とは、即ち、陰陽不調和であり、国家衰亡の予兆でもあった。それ故、⑧と⑪の記事とは、共通項が認められるのである。龜の背に在ったという「百済同月輪」、「新羅如月新」の文とは、「足るを知る（者は富む）」ことの重大性を、認識することができなかった義慈王に対する最終警告であったのであろう。これは、王自身に依って齎された国家的災異であると評価をすることが出来る。尚、当該記事は、義慈王19年9月条⑥との関係性の中で考慮をするべきであらう]



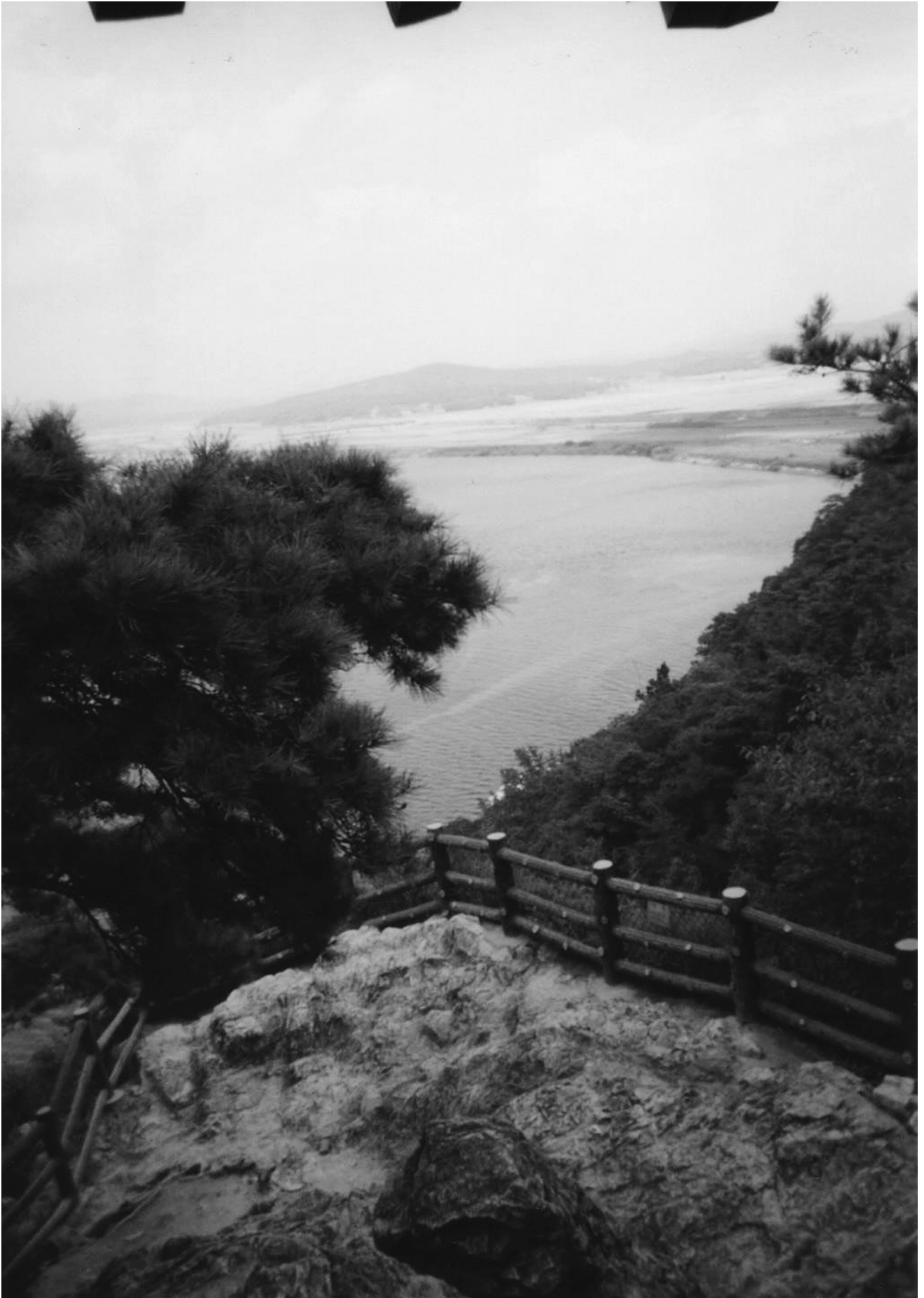
写真：

落花岩〔筆者撮影。大韓民国忠清南道扶余郡扶余邑雙北里。百濟国最後の都が置かれた扶余に在る。ここは、扶蘇山城の北端で白江（白馬江・錦江）右岸に突き出した大きな岩場である。扶余の市街地が錦江側へ大きく西側に張り出し、錦江が西側へ屈曲した部分の北側沿岸に当たる。扶蘇山城は百濟宮廷の離宮で、660年7月頃、百濟国は唐・新羅国の連合軍との戦闘に敗北し、滅亡する。その際、百濟宮廷五官にいた、約3,000人余の官女達は屈辱を避ける為、この場所より下を流れる白江へと身を投げたとする所伝が残される。その様子が、綺麗な花卉の落ちる様に見えたことより「落花岩」の呼称が生まれたとする。

〔三國史記〕—「百濟本紀 第六 義慈」義慈王20年(660)2月条に「王都井水血色。西海濱小魚出死。百姓食之不能盡。泗泚（城）河水赤如血色」と記されるのは、正に百濟国滅亡の凶兆としての表現法であろう。国の滅亡も又、大きな災異であったのである。

1984年5月には忠清南道文化財資料第110号に指定されている。岩壁の下には「落花巖」という朱色の文字が刻まれるが、これは李氏朝鮮王朝期に畿湖学派の朱子学者であった宋時烈に依って揮毫されたものである。

尚、当該画像の原素材はフィルム写真である〕



扶蘇山城の北端にある岩場。この場所より**官女**達が下の白江へと身を投げた

4：内容分析

以上に於いて、災害事象を3類型に大別しながら記事の抽出を試みた。「百濟本紀」に於ける災害記事の特質に関して、以下、簡略に検証を行なう。但し、「百濟本紀」にも、古い部分の記事には、信頼性の決して高くは無いものも多く含まれていることが想定されるが、ここでは、それらが事実であったのか、否かと言う検証作業よりも、寧ろ、そうした対災害認識、対災害観が生まれて来た経緯を探ると言った文化論的視角よりの課題追究を旨とする。

まず、①**気象災害領域**では、やはり韓半島内の他地域同様に、旱害発生に伴う、穀物類の不作、飢饉、と言ったダメージの大きかったことが類推された。

ただ、新羅国の様に、頻繁な雹の降下記事や、発雷記事が見られなかった。これは、気象的な事実であった可能性もあるが、百濟国に於いては、その現象に対しては、大した意義を感じてはいなかったことも考えられる。

②この地域に於ける**地下構造、地盤特性**に関連するものと考えられるが、新羅国領域に於いて見られた様な**地震の多発が無い**ことである。その傾向は、現在でも尚、変わらないと言えるであろう。そして、「百濟本紀」に記録された「**王都地震**」等の地震発生記事が、全て物理的な地震であったとすることには、幾多の留保が必要であろう。ただ、その中に在っても、「**聲如雷**」とした**音声認識**は、地の変異である**地震**が、**天との調和の乱れ**、即ち、**陰陽不調和**に依って生ずるとした考え方が存在していたことを推測させる。しかしながら、実際には、それらが**地下に於ける岩盤破壊や、土砂崩れ、建物の崩壊に伴う実際の音声**であったことが想定される。「雷」の音声が、とても恐ろしいことの起こる**代名詞**として使用されることになるのは、倭国も同様である。

③何らかの事象に対する**警告**であるものと考えられる「**震**」表現法も、「新羅本紀」に比較して

少ない。これには、②との関連性も想定される。

④「**祭天地於南壇**」記事に見られる如く、壇を築造した形式での**祭儀**の執行の多さが特徴的ではある。それらの多くは、**祈雨祭儀**であった可能性が高い。記事上では省略されているものの、**旱害**に依って穀物類の収穫が見込めずに、**飢饉**を発生させていたことも想定されたのである。取り分け、「**王築大壇祠天地**」は、「**封禪**」（**靈山聖域**で執行）や「**郊祀**」（**都城の郊外**で執行）の実施である。

⑤「**赤烏**」、「**青紫雲**」、「**白虹**」、「**白鷹**」、「**赤如血色**」の様に、**色彩認識**に関する記載も多くあったが、「新羅本紀」に於ける記述量よりは、少ないのである。それは、そうした**百濟国土の特性、自然環境**に依る処も大きいものと推測される。

⑥**動物**に関する記事も多く見られた。特に、終末期に於いては、それが**人間の置き換え表現法**として多く見られたことが特徴的である。取り分け、百濟国に於いては「**鹿**」が「**神鹿**」として、王自身に依る**狩獵**の対象とされていたことが特質される。鹿自体の生死とはかかわり無く、それを如何に多く獲得したかと言う、**数量的な捕獲認識**が重んじられていたことが推定されたのである。

⑦**農業経営**に関心の大きかったことが推測された。特に、「**麦**」と「**稻**」である。生育、収穫時期の異なるこの2つの作物栽培に対して、並々ならぬ関心を払っていたことが窺えたのである。それは、**霜や旱、大水**の害、即ち、**気象災害**よりそれらを守ることが如何に重要であったのかが、記事上でも表現されていたからである。

⑧**天文現象**に対する興味や、観測にも非常に多くの労力を割いていたことが推測された。それは、その現象が将来的に発生する事象に対する**吉凶判断の根拠**とされていたからであり、その為の解釈法にも、**古代中国天文学**よりの影響が非常に反映されていたのである。

⑨**龍**の出現は、「**水**」との関連性の中で、その多くが見出されたのである。龍の出現自体には**吉凶両様**があるが、**五行説**に於ける解釈法が影響力を持っていたことも想定されたのである。

⑩方角性認識には、編纂上、意を用いていたことが想定された。特に、災異の齎される方向に関しては、関連する事象の出来と共に、重大な関心を寄せていたことが窺えたのである。

⑪蝗害発生記事は、「新羅本紀」程には多くは無く、又、深刻でも無かった。これは、百済国の領域が西海（黄海）に面していると言った、気象上の特性に起因しているものと推測される。

以上、本稿では、「三国史記」—「百濟本紀」を主たる素材として、韓半島百済国領域に於ける自然災害情報がどの様に認識され、扱われ、記録されて行ったのかに関して、それらを文化論として検証を行なって来た。その作業に際しては、日本との対比という観点をも用いた。倭国側より見るならば、百済国は韓半島に於いて、友好的な姿勢をとっていた国であると見做されていた。冒頭でも指摘した如く、実際に、文物、文化、技術、人材等の流入が、百済国経由で如何に多く為されていたのかが、そのことの反映として、現代に於ける辞典の選項作業を通じて垣間見ることが出来たのである。それは、対（自然）災害観にも反映されていたものと見られるのである。

ところで、ここでは韓半島に於いて記録されて来た数々の「災害」情報を、「三国史記」—「百濟本紀」を具体的な主素材として検証を行なった。当該検証作業を進める上での前提条件、特質として、「三国史記」は編纂物であり、国家に依る歴史観を大きく反映させて作成された「正史」であるだけに、そこに記述された事象をそのまま、真実として受け取ることは出来ない、とした。「三国遺事」に関して伝承や説話的な部分もあり、その編集意図に対する検証も忘れてはならないであろう。

本稿で取り扱った「災害」情報にしても、それが発生していたという客観的・基本的情報の精査とは、又、別の次元に於いて、そこに何らかの意図に基づき、原史料の読み替え、事実関係の改変や配置換え、又、解釈等を巡る作為が存在していたことは推測を行なうことが出来た。それは、政

治的・外交的な理由、国家の威厳・体裁を守る理由、災害観を巡る理由、更には、読者の存在を想定した理由等に依るものであったと考えられる。

又、そこには、中国大陸を中心とした東アジア世界に於いて、普遍的に共有されていたと考えられる或る種の認識—五行説に基づく陰陽の調和、天地・山川を祀る自然祭祀、天文の変異に対する解釈法、実際に発生していた事象を基にした予兆（吉兆、凶兆）観等が、大きく影響を与えていたことも判明した。臆て、こうしたものの見方は、必然的に倭国へも伝播し、その後の日本に於ける文化形成にも大きな影響を与えたものと推測をする。

註

- (1) 『国史大辞典』（株式会社 吉川弘文館）の「百濟」—「対倭（日本）関係」（同氏執筆）、参照。
- (2) 同社発表の「沿革」、に依る。
- (3) 『国史大辞典』の「漢字」、「漢字音」の項、参照。
- (4) 国史大系本『日本書紀 前篇』（株式會社 吉川弘文館）1992年4月、に依る。
- (5) 小林健彦『韓半島と越国（こしのくに）～なぜ渡来人は命がけで日本へやって来たのか～』（2015年6月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社（DLMarket Inc）、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん）—「はじめに」—「2：倭国への流入と吸収、九州」、参照。
- (6) 「百濟記（クタラノフミ）」よりの引用文は、「日本書紀」神功皇后撰政47年（247）4月条（卷九）、同62年条（同）→日本を「貴國」・百済国を「我國」と表現する、応神天皇8年（277）3月条（卷十）→日本を「貴國」と表現する、同25年条（同）→日本を「貴國」・百済国を「我國」と表現する、雄略天皇20年（476）冬条（卷十四）、「百濟新撰」よりは、雄略天皇2年7月条（卷十四）、同5年7月条（同）、武烈天皇4年（502）是歲条（卷十六）、「百濟本記（紀）（アルフミ）」からは、繼體天皇3年（509）2月条（卷十七）→「日本」の語を使用する、同7年6月条（同）、同9年春2月甲戌朔丁丑条（同）、同25年12月丙申朔庚子条（同）、欽明天皇2年（541）7月条（卷十九）、同5年2月条（同）、同3月条（同）、同10月条（同）、同6年是歲条（同）、同7年是歲条（同）、同11年4月庚辰朔条（同）、同17年正月条（同）、である。

何れの引用文も、割書きとして、若しくは、当該条の文末に記され、引用文であることを明示した上で、本文とは区別した記載法を採用している処が特徴的である。基本的には、これら3種の百済国関連の史料は参照史料としての位置付けであったことが窺われるのである。ただ、「日本書紀 卷十七 繼體天皇」繼體天皇25年条には、「春二月。天皇病甚（オホムヤマヒオモシ）。丁未。天皇崩于磐余玉（土）穗宮。時年（ミトシ）八十二。冬十二月丙申朔庚子。葬于藍野陵。或本云。天皇、廿八年歲次甲寅崩。而此云（シカイフ）。廿五年歲次辛亥崩者。取百濟本記爲文。其文云。大歲辛亥三月。師（軍）進至于安羅。

營乞城(コツトクサシ)。是月。高麗弑(殺)其王安。又聞。日本天皇及太子皇子俱崩薨(葬)。由此而言。辛亥之歲當廿五年(癸)。後勸校者(カウカヘムヒト)知之也」とあり、継体天皇崩御の年(25年辛亥)の比定作業に際して、日本書紀編纂者は、別の史料として手元にあった「或本」に記載されていた、「廿八年歲次甲寅崩」を否定し、「百濟本記」に記載のあった「辛亥之歲當廿五年」を採用したのである。その意味に於いて、日本書紀編纂に際しては、これらの百濟国関連記録が一定の役割を果たしていたことが推定される。但し、当該事例は、後述する如く、「百濟本記」に固有の理由からであった可能性もある。

更に、これら3種の百濟国関連の史料には、ほぼ、「百濟記(クタラノフミ)」→「百濟新撰」→「百濟本記(フミ)」の時系列が認められる。これが単純に成立年代に依る差異だけのことであったのか、日本書紀編纂者が意図的にそうした違う時期の史料を求めた(百濟国より来訪していた複数の渡来人に作成を依頼した)結果であるのか、類推の域を出るものではない。そして、「百濟本記(紀)(アルフミ)」のみ、国史大系本「日本書紀」中では「百濟本記」の語(京都北野神社所蔵兼永本等)をも合わせて頭注で示しており、「百濟本記」は他の2書とは違う成立要件を持っていたことを窺わせるものでもある。傍訓に就いても、「百濟本記」にのみ、「アルフミ」としている点に於いて、そうした推測を成り立たせる可能性がある。「百濟本記」は、旧百濟国の王族であった者で、日本へ亡命した人間がその筆録に大きく関わっていたことも考慮されるのである。

何れにして、もこれら3書は、日本にやって来た百濟人がその筆録に関与したであろうことは、そこで使用された、「貴國」、「日本」、「天皇」、「我國」、といった語よりも類推することが出来るのである。そうした語は、日本に在住する上で必然的に使用したものであると見られるからである。

尚、国史大系本『日本書紀 前篇』(株式会社 吉川弘文館)1992年4月、国史大系本『日本書紀 後篇』(株式会社 吉川弘文館)1990年12月、に依る。

- (7) 朝鮮史編集會編『高麗史節要 卷之二』朝鮮史料叢刊第一(朝鮮総督府)1938年、に依る。
- (8) 『史記 四(八書)』新釈漢文大系 第41巻(株式会社 明治書院)1995年5月、に依る。
- (9) 国立国会図書館所蔵本(請求記号 WA7-102)、に依る。尚、同書の十巻本、二十巻本との相違、本書で取り扱う史料としての妥当性の検討に際しては、宮澤俊雅氏「倭名類聚抄の十巻本と二十巻本」〔『北海道大學文學部紀要』(北海道大學文學部)47巻1号(通巻第94号)所収、113~156頁、1998年10月〕、に依る。同氏は、二十巻本原撰説に対して、源順が当初作成の二十巻本に、漢語抄類の集成の形式へ改編したが、十巻本であると指摘をする。
- (10) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ V ~浪分けの論理、水災害としての津波~』〔2016年3月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「4-3-5:堤の補強方法と陰陽思想」、参照。
- (11) 『大漢和辞典』修訂第二版(大修館書店)の【泚】、及び、【泌】の項、参照。尚、【泚】の項—【泚水】、に依れば、「河南省泌陽縣にある。今の泌水。」とし、泚の語が泌に通じることを示唆する。
- (12) 丸善出版株式会社、2017年11月。
- (13) 国史大系本『續日本紀 前篇』(株式会社 吉川弘文館)

1993年4月、に依る。

- (14) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~』〔2015年10月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「2-8:紫雲」、参照。
- (15) 小林健彦『韓半島と越国(こしのくに) ~なぜ渡来人は命がけで日本へやって来たのか~』—「1-4:夜明珠の謎」、参照。尚、大珠、(夜)明珠が何であったのかも同項を参照されたい。
- (16) 『礼記(中)』新釈漢文大系 第28巻(株式会社 明治書院)1977年8月、に依る。
- (17) 『世界大百科事典 四』(改訂新版、平凡社、2007年9月)—「壇tan」の項、参照。
- (18) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ V ~浪分けの論理、水災害としての津波~』—「3-1-6:天女伝説と浦島説話」、参照。
- (19) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~』—「2-8:紫雲」、参照。
- (20) 高馬三良氏訳『山海經 中国古代の神話世界』平凡社ライブラリー34(株式会社 平凡社)2014年5月、に依る。
- (21) 『世界大百科事典 四』(改訂新版、平凡社、2007年9月)—「蚩尤 Chi you」の項、参照。
- (22) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~』—「2-8:紫雲」、参照。尚、延喜17年(917)頃のものとしてされる「聖徳太子傳曆 下」〔『続群書類従 第八輯上 伝部』(続群書類従完成会)1995年2月〕、所収「推古天皇28年(620)12月条には、「天有赤氣。長一丈餘。形如鷄尾。太子大臣共異之。百濟法師奏曰。是爲蚩尤旗。兵之象也。恐太子遷化(せんげ。死去)之後。七年有兵。滅太子家歟。太子頤之。即命大臣。令録國記并氏々等本記」として、「赤氣」の出現やその意味を「國記并氏々等本記」へ記録させている。聖徳太子は、ここで百濟法師よりの奏上に依り、赤氣が兵革の予兆であることを知ったとしている。百濟国よりやって来た渡來僧である百濟法師は、この様な気象現象が凶兆、兵乱の予兆であるとした、韓半島に於ける一般的な認識を伝えたのである。

又、13世紀初頭に成立した「平家物語 卷第三」—「赦文(ゆるしづみ)」〔『平家物語 上』新 日本古典文学大系44(株式会社 岩波書店)1991年6月、に依る〕にも、「同〔治承2年(1178)〕正月七日、彗星東方に出づ。蚩尤氣とも申。又赤氣共申。十八日光をます」とあり、彗星、蚩尤旗、赤氣出現の記事がある。ここでは、「光をま(増)す」と記されることよりも、現象自体としては彗星出現の可能性が高いものと考えられるが、当時に於いては、この3者を混同、又、はっきりとした区別を付けては運用していなかったことも想定される。ただ、その出現の方向が「東方」とあることよりも、平家物語の作者は、前年5月に、後白河院の近臣藤原成親・成経父子、藤原師光、俊寛、多田蔵人行綱等が、俊寛の京都東山鹿ヶ谷山荘で平氏追討の密議をした事件、所謂、鹿ヶ谷事件の発生以来、治承4年8月の源頼朝に依る、配流先の伊豆国に於ける反平氏の挙兵に至る迄の出来事に鑑み、これを、平氏方にとって、東方よりやって来る凶兆であると位置付けていた可能性が考慮される。

更に、鎌倉幕府に依る記録であるとされる「吾妻鏡」〔国史大系本(第33巻)『吾妻鏡 後篇』(株式会社 吉川弘文館)2000年6月、に依る〕には、蚩尤旗等の出現と、それに対する対処が詳細に記録されている。「吾妻鏡 第廿八」貞永元年(1232)閏9月4日条に「寅

刻彗氣見乙方。指庚方長二尺。廣八寸。色白赤。此變。白氣白虹彗星未決之。依本星不分明也。(和)以降無本星彗星出現之例及度々云々とあるのが、その始まりである。この日の午前4時頃、乙(きのと。東南東)の方向に彗星が出現したとするものである。色彩は、白や赤であった。その為、当初に於いては、この現象が「白氣白虹彗星」のどれなのか、中々判断がつかなかったのである。つまり、13世紀初頭には、白氣、白虹、彗星とは、夫々、別々の自然現象として認識をされていたことになる。

同5日条では、「召聚司天輩。昨夜天變令治定何變哉之由。依被尋仰也。晴賢。晴繼。晴幸。宣賢等着座于御廄侍上。將軍家御坐簾中。被聞食之歎。面々申詞區區出。不一決云々」とし、当該天變の内容を審理する為、4代將軍藤原(九条)頼經臨席の下、4人の陰陽師が召し出され、夫々の意見を述べるものの、その内容は区々であり結論は出なかった。翌6日になると、「爲後藤大夫判官基綱奉行。可被行變氣御祈禱之由。有其沙汰云々」の如く、この變氣に対する幕府としての対応が決定されるのである。それは、後藤基綱を奉行とした「變氣御祈禱」の実施であった。幕府も、この段階では變氣の内容や意義に就いてははっきりとしないものの、この變氣が何らかの事象の凶兆であると判断を下したのである。

そして、同8日には、「今曉適見青天。彗星尚出現。増光芒氣。長二丈。廣一尺餘。指同方逆行一許丈。南行四尺。去東山五尺許也。今日。相州。武州參御所給。接(攝)津守。駿河前司。隱岐入道等祇候。變氣事。於關東有相論。未決之旨。注面々申詞。可被尋京都之旨。及評議。爲齋藤兵衛入道淨圓奉行。被召陰陽師。各參進。親職。晴繼。晴幸等白虹之由申。晴賢白氣之旨申。泰貞。晴茂彗星之由申。宣賢蚩尤旗之由申。尤雖有相論之旨。不分明之間。被尋京都事。暫被聞云々。次爲後藤大夫判官奉行。可被行御祈禱之旨議定訖。正忠。季氏執筆。注僧陰陽師等名字云々」、9日には「天變如日來。色白光長」として、彗星の光芒(尾を引く光の筋)が益々大きくなっていると上で、陰陽師に依る判断に於いても、白虹、白氣、蚩尤旗とに分かれてしまい、関東でこの變氣に就いての結論が中々出ないことを以って、京都の朝廷に判断を仰ぐこととなった。何れにしても、幕府方にとっては凶兆であり、鎌倉では、早急に祈禱を実施することのみが、この彗星出現事象に対する対策として決定されたのである。

実は、当該彗星出現事象に関して、関東(鎌倉幕府)の関係者には2つの思い当たる重要な出来事が、この直前に起こっていたのである。その1つは「武州令造給御成敗式目被終其篇。五十箇條也。今日以後訴訟是非。固守此法。可被裁許之由被定云々。是則可比淡海公律令歎。彼者海内龜鏡。是者關東鴻寶也」(同年8月10日条)とする、御成敗式目(貞永式目)の編纂事業終了であり、もう1つは、「畿内近國并西國境相論事。共以爲公領者。尤可爲国司(方)成敗。於庄園者。爲領家沙汰。經奏聞。可爲(有)聖斷之由被定。且以此趣。被仰六波羅云々」(同9月1日条)とした、畿内以西に於ける公領、庄園支配権を巡る「境相論」の決着であった。双方共に、幕府支配権の畿内、西国方面や、朝廷、公家社会内部への浸食を示す可能性のあった出来事であっただけに、鎌倉幕府方では、当該彗星出現が、王朝方反撃の予兆、凶兆として映ったに違いない。それ故、「可被尋京都」となったのであろう。

9日にも、「天變如日來。色白光長」と、彗星の状況には余り変化が無く、翌10日になると「被始行變氣御祈」として、修法一信乃法印に依る八字文殊、松殿法印に依

る一字金輪、宰相法印に依る尊星王、松殿法印に依る北斗、丹後僧都に依る藥師、加賀律師に依る愛染王、助法印と越後法橋に依る御當年各一壇、鶴岳(岡)宮での仁王會、御神樂の実施、御祭一晴賢に依る三万六千神、親職に依る天地災變、晴幸に依る属星、宣賢に依る天曹地府、經昌に依る泰山府君、そして、晴茂、重宗、晴秀、清貞、泰宗、道氏、文親等に依る七瀬御祭等、仏教や神道を動員した鎌倉幕府初となる大規模な祈禱が行なわれたのであった。

同15日になると、「彗星微(微)薄。芒氣不見。遂以無軸。星有行度數日出現。無先例。爲希代變災之由。天文道等申之」として、彗星自体も発光が薄くなり、光芒も見えなくなっていた。単に彗星が、地球より遠ざかっていった結果ではあるが、人々はそれが變氣御祈の効力に依るものであると認識した可能性は十分に考えられる。当該現象は、少なく共、関東に於いて確認されたのが初めてであったらしく、希代變災と見做されたのである。「無先例」とされたことが、陰陽師等をして、白虹、白氣、蚩尤旗の判定が出来なかった主たる理由ではあろう。同20日には、「災變御祈」に関わり、將軍家も参宮した鶴岳(岡)宮に於いて、「臨時神樂」の奉納が行なわれた。

翌21日には、「去四日變爲彗星之由。京都密奏之輩進勸文。今日到來」として、去る8日に朝廷へ判断を仰いだ結果、これが彗星である旨を記した、陰陽道、宿曜道等の諸家に依る勸文が、この日鎌倉へ齎され、彗星の消滅とも合わせて、この一件は収束されたのであった。

- (23) 国史体系本(第22卷)『律・令義解』(株式会社 吉川弘文館)1966年8月、に依る。
- (24) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~』—「4. 室町時代の災害発生状況と対処の文化」、参照。
- (25) 小林健彦『韓半島と越国(こしのくに) ~なぜ渡来人は命がけで日本へやって来たのか~』—「2—3: 高句麗と倭国、そして窓口としての越国」、参照。
- (26) 「朝日新聞」(朝日新聞社)2008年4月16日付記事、参照。

参考文献表

④当該表は著者名(辞典、史料、新聞等の場合は発行所)の50音順により配列してある。尚、複数の巻がある辞典の場合には、その発行年月を省略したものもある。

- 「朝日新聞」朝日新聞社
- 『日本文化総合年表』岩波書店、1990年3月
- 『三国史記(鑄字本)』学習院大学東洋文化研究所、1986年5月
- 『平家物語 上』新 日本古典文学大系44、株式会社岩波書店、1991年6月
- 『史記 四(八書)』新釈漢文大系 第41巻、株式会社明治書院、1995年5月
- 『礼記(中)』新釈漢文大系 第28巻、株式会社 明治書院、1977年8月
- 国史大系本(第33巻)『吾妻鏡 後篇』株式会社 吉川弘文館、2000年6月
- 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
- 国史大系本『續日本紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、1993年6月
- 国史大系本『續日本紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1993年4月
- 国史大系本『日本書紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、

1990年12月

- 国史大系本『日本書紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1992年4月
- 国史体系本(第22卷)『律・令義解』株式会社 吉川弘文館、1966年8月
- 高馬三良氏訳『山海経 中国古代の神話世界』平凡社ライブラリー34、株式会社 平凡社、2014年5月
- 『朝鮮王朝實録』國史編纂委員會、探求堂、1973年9月
- 朝鮮史学会編『三國遺事 (全)』国書刊行会、1971年7月
- 朝鮮史学会編、末松保和氏校訂『三國史記 (全)』国書刊行会、1973年2月
- 『日本国語大辞典』第二版、小学館
- 『日本史総覧コンパクト版I』新人物往来社、1991年4月
- 全浩天氏『朝鮮からみた古代日本』株式会社 未來社、1991年2月
- 『続群書類従 第八輯上 伝部』続群書類従完成会、1995年2月
- 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
- 朝鮮史編集會編『高麗史節要 卷之二』朝鮮史料叢刊 第一、朝鮮総督府、1938年
- 次田真幸氏『古事記 (上)』株式会社 講談社、2013年6月
- 国立国会図書館所蔵本「二十卷本 倭名類聚鈔」
- 『世界大百科事典 ⑬』改訂新版、平凡社、2007年9月
- 『世界大百科事典 ⑰』改訂新版、平凡社、2007年9月
- 『理科年表 平成30年 第91冊』丸善出版株式会社、2017年11月
- 三品彰英氏撰『三國遺事考証 上』塙書房、1975年5月
- 宮澤俊雅氏「倭名類聚抄の十卷本と二十卷本」〔『北海道大學文學部紀要』47巻1号(通巻第94号)所収、1998年10月〕